

令和 7 年度

主要施策の成果に関する説明書

(安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン実施状況報告書)

2 主要事業の成果

(抜粋版)

(健康福祉局)

2 主要事業の成果(抜粋版) 目次

特に重点的に取り組む施策

(1)人口減少対策

- ・ ひろしまネウボラ構築事業 [健康福祉局] 220
- ・ 子供の予防的支援構築事業 [健康福祉局] 222
- ・ ひろしま子育てもっと応援事業 [健康福祉局] 224
- ・ 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業 [健康福祉局] 227

(2)人手不足対策

- ・ 医療提供体制確保支援事業 [健康福祉局] 281
- ・ 介護業界における人手不足対策事業 [健康福祉局] 283
- ・ 障害福祉サービス等業界における人手不足対策事業 [健康福祉局] 285

それぞれの欲張りなライフスタイルの実現

(1)県民の挑戦を後押し

ア 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる

- ・ 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業 [環境県民局・健康福祉局
・教育委員会] 343
- ・ 児童虐待防止対策事業 [健康福祉局] 354
- ・ ヤングケアラー支援体制強化事業 [健康福祉局] 356
- ・ 健康ひろしま21等推進事業 [健康福祉局] 358
- ・ がん対策推進事業(がん検診) [健康福祉局] 361
- ・ 地域医療介護総合確保事業 [健康福祉局] 364
- ・ 地域共生社会推進事業 [健康福祉局] 376
- ・ 障害者とその家族が安心して生活できる環境整備事業 [健康福祉局] 379
- ・ 電子処方箋の活用・普及促進事業 [健康福祉局] 382
- ・ 避難所における生活環境改善・整備事業 [健康福祉局] 384
- ・ 高度医療・人材育成拠点整備事業 [健康福祉局] 385
- ・ 広島県救急搬送支援システム構築事業 [健康福祉局] 388
- ・ 福祉医療費公費負担事業 [健康福祉局] 390
- ・ 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 [健康福祉局] 437
- ・ 手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業 [健康福祉局] 441

物価高・米国関税措置への対応

- ・ 原油価格・物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業 [健康福祉局] 501
- ・ 医療・介護等提供体制確保支援事業 [健康福祉局] 511
- ・ 物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業 [健康福祉局] 514

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費	領域	子供・子育て
担当課	子供未来応援課	取組の方向	① 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実
事業名	ひろしまネウボラ構築事業（一部国庫）		

目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、市町のネウボラ拠点と地域の関係機関が連携することにより、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する「ひろしまネウボラ」の仕組みを構築する。

事業説明

対象者

県内の妊娠・出産・子育て中の家庭、子供等

事業内容

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

特に、強化すべき取組として、第一子妊娠期の家庭への支援強化の検討や広域的な関係機関連携の仕組み構築等について、市町とともに取り組むほか、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図る。

(単位：千円)

内 容		負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
ひろしま ネウボラ 構築	○ ひろしまネウボラ構築事業補助金 ひろしまネウボラ実施市町(21市町) において、基本型に基づく取組を支援 ○ 基本型の機能強化 ・ 第一子妊娠期の子育て家庭への 支援強化の検討 ・ 関係機関との広域的な連携の仕 組みの構築等について検討、実施 ○ 基本型の評価検証・ネウボラ県民 意識調査	県 10/10 又は 国 2/3 県 1/3	141,879	140,365	124,870 [—]
ひろしま ネウボラ 人材育成	○ ひろしまネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るた め、母子保健や子育て支援業務に従 事しているネウボラ相談員向けの研 修等を実施	国 2/3 県 1/3	4,071	4,071	3,173 [—]
合 計			145,950	144,436	128,043 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数	6 市町	18 市町	21 市町

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- ネウボラ未実施市町に対し、実施市町の取組や評価検証結果などを共有するとともに、基本型実施に当たっての課題解決に向けて、伴走支援を行った結果、目標を達成した。
- 基本型の機能強化としての第一子妊娠期における支援の強化については、関係市町と面談回数を増やすなどの具体的な支援内容や、アンケートによる検証の方法等について検討を進め、令和 8 年度からのモデル事業の実施につなげることができた。
- また、ひろしまネウボラの人材育成として、オンデマンド及び対面による研修を実施し、市町のネウボラ相談員約 400 名が延べ 3,000 回以上受講し、資質の向上につなげることができた。
- 一方で、「安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合」は約 7 割強にとどまっていることから、ひろしまネウボラの仕組みの強化・改善を図り、子育て家庭の安心感の醸成に一層取り組む必要がある。

令和 8 年度の実施方向

- ひろしまネウボラの仕組みの強化・改善に向けては、ネウボラ相談員と子育て家庭が信頼関係を構築するとともに、子育てに関する不安感を解消するために関係機関と連携した支援が行えるよう、人材育成研修によるネウボラ相談員の面談の質の向上やネウボラ拠点と関係機関との更なる連携強化などに取り組む。
- 特に人材育成については、「ひろしま版ネウボラ人材育成ガイドライン」に、ネウボラ相談員に必要なスキルや研修カリキュラムなどを掲載しているが、作成から 5 年が経過しており、これまでの成果や課題を踏まえて、より実用的なガイドラインとなるよう改訂する。
- 第一子妊娠期における支援の強化については、令和 8 年度から福山市と 2 か年のモデル事業を実施し、効果検証を行う。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費	<table><tr><td>領域</td><td>子供・子育て</td></tr><tr><td>取組の方向</td><td>① 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実</td></tr></table>	領域	子供・子育て	取組の方向	① 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実
領域	子供・子育て					
取組の方向	① 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実					
担 当 課	子供未来応援課					
事 業 名	子供の予防的支援構築事業（単県）					

目的

子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

事業説明

対象者

子供と子育て家庭等

事業内容

福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う。

また、5年間のモデル事業の成果と課題を踏まえ、今後の展開に向けた準備を実施する。

（単位：千円）

内 容	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
○ A I を活用した子供の予防的支援及び効果検証の継続 <ul style="list-style-type: none"> 効果の長期的な把握のため、3市町における、システムによる児童虐待等のリスク予測と、それを参考にした最適な予防的支援を継続的に行い、効果を検証する。 3市町…府中市、三次市、府中町 	県 1/2 市町 1/2	8,548	9,445	9,108 [—]
○ 今後の展開に向けた準備・対応 <ul style="list-style-type: none"> モデル事業の成果と課題を踏まえ、今後の他市町への展開を視野に入れた事業課題への対応や市町への働きかけを行う。 				
合 計		8,548	9,445	9,108 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1 市町	4 市町	3 市町

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- モデル4市町（府中市、三次市、府中町、海田町）のうち、海田町は令和7年度から事業を休止したため、目標の達成には至らなかった。
- 令和2年度からのモデル事業の実施により、母子保健や福祉、教育など子供の育ちに関する様々な連携データを活用した予防的支援の実施や関係部署・機関での連携強化等のメリットがあるなど、一定の成果があった。
- 一方で、市町によっては、システム上、リスクがあるとして発見された児童の大多数が、ネウボラ等の市町独自の取組により既に発見、フォローされている場合もあり、潜在的なリスク家庭を発見する効果が市町ごとに異なることが示唆された。

令和8年度の実施方向

- 国においても、福祉や教育など子供の育ちに係る様々なデータ連携による予防的支援が重視されるようになり、システム開発に係る初期費用・運用保守費用に活用可能な国庫補助金等が拡充されるなど、県として独自に市町を支援する必要性が低くなったことから、本事業は令和7年度で終了した。
- 本事業で得られた成果と課題を全市町に共有し、モデル市町のうち事業を継続する市町や、新たに同様の事業を開始する市町に対しては、国庫補助金等の活用を促すとともに、本事業で得られたノウハウを活用した技術的支援を行う。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費	領域	子供・子育て
担 当 課	子供未来応援課	取組 の 方向	③ 子供と子育てにやさしい環境整備
事 業 名	ひろしま子育てもっと応援事業（一部国庫） 【一部新規】		

目的

子供を持つことへのネガティブなイメージが先行していることから、子育てに係るポジティブなイメージの浸透を図る。また、家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、「共育で」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進する。

事業説明

対象者

県民、子育て家庭、若年層（高校、大学等）

事業内容

（単位：千円）

	内 容	負担 割合	当初 予算額	最終 予算額	予算執行額 [繰越額]
子育てに係るポジティブなイメージの浸透 【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポジティブイメージ浸透に向けた調査・分析、普及啓発【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに対するネガティブなイメージが先行している要因、支援情報が活用されない要因等を調査・分析 ・ 要因分析の結果を踏まえた情報発信 ○ 若年世代の子育てに対する意識涵養【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生や大学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験 ・ 若年世代と子育て当事者との意見交換の機会の提供 ・ ライフステージに応じた各種支援制度の見える化 	国 3/4 県 1/4 又は 国 2/3 県 1/3	33,073	33,073	30,368 [—]
「共育で」の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男性の家事・育児への参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した情報発信、行動変容につながる取組（参加型キャンペーン等）の実施 	国 2/3 県 1/3	15,000	15,000	12,832 [—]
合 計			48,073	48,073	43,200 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	76.3%	75.0% (参考：77.5%)	75.4%

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
家事・育児を頑張っている男性の割合 (パートナーによる評価)	43.1%	60.0%	41.8%

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 子育てに係るポジティブなイメージの浸透については、効果的な施策を検討するために「子育てに係るポジティブイメージの浸透等に関する調査」を行い、ターゲットに応じた有効な施策を整理した上で、「ひろしま子育て発見キャンペーン」の実施や乳幼児とのふれあい体験等を行った。
- その結果、SNS 上の子育てに関するポジティブな投稿の増加（SNS 上で子育てに関するポジティブな投稿の割合が、キャンペーンの開始前の 17.5%から終了後には 40.2%に増加）や、子供や子育てに関する興味・関心の高まり（ふれあい体験の参加者の 7 割が子供や子育てに対する「印象が良くなった」と回答）など、一定程度、子育てに関するネガティブなイメージをポジティブなイメージに変えることができた。
- また、経済的支援制度が見える化したサイト「ひろしま F a m N A V I +」の機能の拡充や若年層をターゲットとしたウェブ広告等による広報により、若者や子育て世代のサイトへの関心を一定程度高めることができた。
- 一方で、日常の子育てに係るポジティブなエピソードを SNS で募集する「ひろしま子育て発見キャンペーン」における子育て当事者からのエピソード投稿数や、「ひろしま F a m N A V I +」へのアクセス数は、キャンペーン期間や広報期間の短さ等の要因により伸び悩み、ポジティブイメージの浸透の効果が限定的となったため、今後、より多くの若者や子育て世代に波及するよう、効果的な情報発信等を検討、実施する必要がある。
- 「共家事・共育て」の定着については、夫婦やパートナー同士で共家事・共育てに取り組んだエピソードを県民から募集する「共家事&共育てチャレンジキャンペーン」を実施した結果、夫婦・パートナー間で家事・育児分担について話すきっかけとなり、実際に行動変容につながったとの声が寄せられたほか、16 社の企業に「共家事・共育て」の取組に協賛いただくなど、一定の理解が得られた。
- 一方で、キャンペーンへの応募件数は、キャンペーン期間の短さ等の要因により伸び悩み、意識啓発や行動変容の広がりが限定的であったことなどによって、目標の達成には至らなかった。
- 今後、より多くの当事者及び企業の意識啓発や行動変容を促すための、効果的なアプローチ方法や内容を検討、実施していく必要がある。

令和８年度の取組方向

- 子育てに係るポジティブなイメージの浸透に向けては、期間を十分に確保したキャンペーンや広報を実施するとともに、乳幼児とのふれあい体験等を実施し、若い世代が子供・子育てを身近に感じ、結婚、妊娠・出産、子育ての将来のライフデザインが描けるよう取り組む。
- また、「共家事・共育て」の定着に向けても、期間を十分に確保したキャンペーンを実施することに加えて、当事者の多くが働いているという実態を踏まえ、個人向けの取組だけでなく、「共家事・共育て」を実現するための土台作りとして、協賛企業の増加に向けた企業への働き掛けを強化することによって、男性の家事・育児への参画を促進する。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費	領域	子供・子育て
担当課	安心保育推進課	取組の方向	② 子供の居場所の充実
事業名	未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫）		

目的

保育を必要とする家庭が、保育所・認定こども園等に安心して子どもを預けられるよう、保育の質と量の確保を図る。

事業説明

対象者

保育を必要とする子育て家庭、私立の保育所、認定こども園等

事業内容

(単位：千円)

内 容			負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
待機児童の解消	1・2歳児受入促進事業	○ 待機児童の大半を占める1・2歳児の受け入れを促進するため、積極的に1・2歳児の受け入れを行う保育施設に対して保育士の人件費相当額の補助 【対象市町】広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、熊野町、海田町	県 1/2 市町 1/2	26,489	26,489	23,792 [—]
	保育コンシェルジュ配置事業	○ 保護者の働き方に合った保育サービスを紹介する保育コンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】広島市、呉市、海田町	県 1/2 市町 1/2	21,149	4,869	3,297 [—]
保育士の確保	保育士人材バンク	○ 保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	国 1/2 県 1/2 等	18,619	18,619	18,284 [—]
	保育士離職時届出制度	○ 保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営	国 1/2 県 1/2 等	3,958	3,958	58 [—]
	魅力ある保育所づくり推進事業	○ 広島県保育総合支援サイトを通じ、保育に関心のある幅広い年齢層にワンストップで情報提供 ○ 保育士養成施設の学生及び中高生に対する出前授業の開催	国 1/2 県 1/2	4,838	4,838	4,299 [—]
質の向上	保育士キャリアアップ研修事業	○ 保育士キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質の向上を図る	国 1/2 県 1/2	21,466	21,466	20,936 [—]
合 計				96,519	80,239	70,666 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	0 人	0 人	0 人

指 標 名	基準値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
就業保育士数 (4/1 時点)	14,987 人	14,324 人 〔参考：令和 6 年度〕 14,481 人	【R9.1 判明】 〔参考：令和 6 年度〕 14,544 人

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
再就職保育士数(保育士人材バンク)	127 人	139 人	141 人

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 保育士人材バンクを活用した就業あっせんや就職ナビ（合同就職説明会）の開催により、保育人材の確保に取り組んだ結果、再就職保育士数は目標を達成しており、就業保育士数も令和 6 年度時点では目標を達成している。
- また、保育人材の確保に加えて、保育士等キャリアアップ研修の実施により、職責に応じた保育士の資質の向上に取り組むとともに、保育コンシェルジュの配置などを行う市町への支援により、入所調整事務の円滑化に取り組んだ結果、保育所の待機児童数の目標も達成した。

令和 8 年度の方針

- 保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等に入所することができるよう、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援を行う。
- 就業保育士数の確保に向けては、保育士人材バンクによる求人者・求職者のマッチングや、保育士養成校の学生に対し、就業意欲を高めるための現役保育士による出前講座を実施する。また、新たに、保育士養成校に通学することなく保育士資格の取得を目指す者に対する試験対策の研修を実施し、更なる保育人材の確保に取り組む。
- さらに、保育士が働き続けたいと思えるよう、受講が処遇改善の要件である保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、研修を通じた保育士等の資質向上や各施設での職場環境の改善の促進に取り組む。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費
担当課	医療政策課、健康危機管理課
事業名	医療提供体制確保支援事業（一部国庫）【新規】

目的

物価高騰や賃上げなどの社会・経済状況の変化の中にあっても、人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化に対応しながら、安全・安心で質が高く、効率的な医療提供体制の確保に向けた取組を推進する。

事業説明

対象者

医療機関等

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初予算額 ※1	最終予算額 ※2	予算執行額 [繰越額]
生産性向上 職場環境 整備支援	○ 病院、診療所、訪問看護ステーションを対象に、職場環境改善の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るための措置に伴う経費を補助 【補助単価（上限）】 病院・有床診：4万円/床 診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：18万円/施設	2,431,528	2,431,528	1,719,370 [—]
経営状況の 急変等を 踏まえた支援	○ 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給 【補助単価（上限）】 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円/床 ○ 地域医療介護総合確保基金等を活用して整備計画を進める医療機関等を対象として、物価高騰に係る経費の一部について、給付金を支給	1,790,596	1,790,596	1,259,227 [—]
	○ 分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、給付金を支給 ○ 分娩取扱休止・中止後、妊婦健診や産後健診を継続する医療施設に対して、施設・設備整備に係る経費を補助 ○ 患者数が減少している小児医療の拠点となる施設に対して給付金を支給	175,530	175,530	73,463 [—]
	○ 分娩取扱施設が少ない地域での分娩取扱施設を対象として、運営費の一部を補助（広島西圏域の2施設が該当） 【補助単価】 11,400千円/施設（運営費の赤字額が上限）	—	22,800	22,800 [—]
医師偏在 是正に向けた 支援	○ 人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域」（今後設定）で診療所を承継・開業する場合に①施設整備、②設備整備、③運営に必要な経費を補助	129,984	129,984	103,599 [—]

環境改善に係る支援	○ 入院中の子供と家族が安心して医療を受けられるよう、院内の環境を整備する医療機関に対する経費を補助 【補助単価】20 千円/床	7, 480	7, 480	4, 725 [—]
合 計		4, 535, 118	4, 557, 918	3, 183, 184 [—]

※1 令和6年度2月補正予算

※2 令和7年度6月補正予算を含む。

令和7年度の成果目標と実績

○ 事業目標：地域に必要な医療提供体制の確保

○ 実 績：

対象施設		交付施設数
生産性向上 職場環境整備支援	病院・診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション	1, 851
経営状況の急変等を 踏まえた支援	【病床数適正化支援事業】 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関	【病床数適正化】 18
	【施設整備促進支援事業】 地域医療介護総合確保基金等を活用して整備計画を進める医療機関	【施設整備】 3
	分娩取扱施設（分娩数減少）、分娩取扱休止後、妊婦健診等を継続する医療施設、小児医療拠点施設（患者数減少）	25
	分娩取扱施設（対象圏域における収支が赤字の施設）	2
医師偏在是正に向けた支援	診療所（重点医師偏在対策支援区域）	3
環境改善に係る支援	小児入院医療施設	12

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

○ 生産性の向上に向けた職場環境整備支援については、国が補助要件とした令和7年3月31日時点のベースアップ評価料算定機関が、想定を下回ったことから、補助金の申請件数も当初の想定を下回った。

○ 病床数の適正化支援については、全国的に多数の医療機関が申請したことから、本県に対する配分額が当初の想定を下回り、申請医療機関のすべてには、給付金を支給することができなかった。

令和8年度の方針

○ 引き続き、病床数の適正化を進める医療機関に対する支援や医師偏在是正に向けた支援を行う。

○ 今後の国の動向を注視するとともに、必要な措置を国に要望していく。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費	領域	医療・介護
担当課	介護政策課	取組 の 方向	③ 福祉・介護人材の確保・定着・育成
事業名	介護業界における人手不足対策事業（一部国庫） 【一部新規】		

目的

高齢化の進展と生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域に必要な介護サービスを維持していくため、介護人材の確保・定着・育成を推進するとともに、介護現場の生産性向上を後押しし、人手不足の解消を図る。

事業説明

対象者

介護事業者、介護関係団体、市町、県民等

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初 予算額 ※	最終 予算額 ※	予算 執行額 [繰越額]
○ 介護職員等の処遇改善に関する国への要望（非予算）		—	—	—
職場改善・生産性向上（人材の確保・定着） 【一部新規】	○ 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証制度」の普及促進 ○ 介護施設等への介護テクノロジーの導入促進 ○ 「介護職場サポートセンターひろしま（介サポひろしま）」の運営 ○ 介護DX先進モデル施設の育成・活用 【新規】 ○ 福祉・介護の合同入職式の開催	243,922	243,922	243,150 [—]
	○ 介護施設等が行う更なる業務効率や職場環境改善を目的とした取組（介護職員等の業務の洗い出し、棚卸し及び業務効率化・介護助手の募集等）の支援【新規】	1,859,568	1,859,568	1,436,338 [—]
介護の魅力発信（人材の確保）	○ 福祉・介護の魅力発信イベントの開催 ○ 学校に向けた普及啓発活動の実施（介護の日ポスター募集、理解促進のための学校出前講座） ○ 介護の仕事に対するイメージ調査の実施	14,921	14,921	14,605 [—]
マッチング・資質向上（人材の確保・育成）	○ マッチング機会を提供するための無料職業紹介や就職フェアの開催 ○ 返済免除付きの支援金の経費を補助（介護福祉士修学資金等） ○ 介護人材の裾野拡大のための研修実施（潜在介護福祉士、外国人材、介護助手等、多様な人材の確保） ○ 人材確保等を推進する県協議会の運営及び市町協議会の事業実施を支援 ○ 介護職員等の育成研修の実施	318,566	318,566	175,475 [—]
合 計		2,436,977	2,436,977	1,869,568 [—]

※令和6年度2月補正を含む。

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」 認証数（累計）	409 法人	950 法人	505 法人
介護職員の離職者のうち 3 年未満の職員の 割合	57.1% ※ 1	50.0%	— ※ 2

※ 1 介護職員の離職者のうち 3 年未満の職員の割合については、基準値を令和 4 年度としている。

※ 2 令和 5 年度介護労働実態調査から、年齢層別離職率の調査が開始されたことに伴い、勤務年数別離職率の調査を廃止したため、当該年度以降の実績を得ることができない。

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
認証法人対象セミナー参加法人数	608 法人	400 法人	481 法人
介護職場サポートセンターひろしまの専門 家による助言支援件数	—	50 件	687 件

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証数（累計）は、セミナー開催や市町を通じた広報などによる認証制度の認知度の向上により着実に増加しているものの、認証取得の意義やメリットを理解できていない法人や、認証制度に関心があるが、認証項目の要件を満たしておらず、認証取得に至っていない法人があることから、目標の達成には至らなかった。
- 介護職員の離職者のうち 3 年未満職員の割合については、基礎データとなる勤務年数別離職率の調査が廃止されたため、実績を得ることが出来なかった。人材の確保・定着の進捗を測る新たな指標を設定する必要がある。
- 認証法人対象セミナーは計画どおり実施し、参加法人数は目標を達成した。
- 介護職場サポートセンターひろしまの専門家による助言支援件数は、介護テクノロジー定着支援事業における補助要件に、介護職場サポートセンターひろしまから助言支援を受けることが盛り込まれたこともあり、大幅に件数が増加し、目標を達成した。
- 今後も生産年齢人口の減少が見込まれているため、引き続き介護サービス事業所等における I C T ・ロボット等の導入を進め、職員の業務負担の軽減と生産性の向上を図る必要がある。

令和 8 年度の方針

- 先進導入事例の紹介や国庫補助事業の活用等を通じて、引き続き、デジタル技術やロボットの導入に向けた取組を支援することにより、介護現場における業務負担の軽減と生産性の更なる向上につなげていく。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費
担当課	障害者支援課
事業名	障害福祉サービス等業界における人手不足対策事業（一部国庫）【一部新規】

目的

生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域に必要な障害福祉サービスを維持していくため、介護テクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を後押しすることにより、人手不足の解消を図る。

事業説明

対象者

障害福祉サービス事業者

事業内容

(単位：千円)

内 容		負担割合	当初 予算額※	最終 予算額※	予算執行額 [繰越額]
職場改善 ・生産性 向上	○ 障害福祉サービス事業所等における介護テクノロジーの導入を促進するため、事業所等が障害福祉現場の生産性向上を目的として行うデジタル技術・ロボットの導入に要する経費を助成 【対象施設】 障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所等、児童発達支援センター、障害者就労施設 【助成対象施設等の取組】 ・ 記録・請求連動ソフトやそれを使用するタブレット端末の導入による、記録業務や職員間の情報共有の効率化 ・ 職員の介護業務の負担軽減に資する介護ロボットの導入 等	国 1/2 県 1/4 事業所 1/4	46,050	46,050	21,984 [—]
	○ 介護テクノロジーの導入経費の助成を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、導入研修を実施	国 1/2 県 1/2	284	284	271 [—]
	○ 障害福祉サービス事業所等が、職員の確保・定着に向けて障害福祉現場の改善を目的として行う取組に要する経費を助成【新規】 【対象事業所】 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所 【助成対象事業所の取組】 ・ 福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸し及び業務効率化 ・ 間接業務に従事する職員の募集 等	国 10/10	1,109,368	1,109,368	680,932 [—]
合 計			1,155,702	1,155,702	703,187 [—]

※令和6年度2月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

○ 事業目標：

指標名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得率の増	85.0%	82.0%	89.7%

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- デジタル技術を導入する 16 事業所へ経費の補助や研修実施等の支援を行った結果、処遇改善加算の取得要件を満たす事業所が増加し、目標を達成した。
- しかし、障害福祉サービス事業所全体では依然として人材確保が課題としてあるため、より多くの事業所に対して支援を行っていく必要がある。
- また、職場環境及び人件費の改善に要する経費補助の実施により、一定程度の処遇改善及び職場環境改善が図られたものの、依然として他職種と比較して給与水準が低いため、更なる処遇改善に向けた措置を国に要望していく必要がある。

令和 8 年度の実施方針

- 引き続き、障害福祉サービス事業所による生産性向上に向けたデジタル技術・ロボットの導入や、職員の確保・定着に向けた取組を支援するとともに、更なる処遇改善が行われるよう、国に要望していく。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費、教育費 項：児童福祉費、教育総務費、保健体育費 目：児童福祉総務費、私学振興費、保健体育総務費
担 当 課	学事課、安心保育推進課、乳幼児教育支援センター
事 業 名	幼稚園等のデジタル環境整備支援事業（国庫）

目的

保育D Xを促進し、幼児と向き合う時間を確保するためのデジタル環境の整備に係る費用の支援を行う。

事業説明

対象者

幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園を設置する学校法人、社会福祉法人、市町

事業内容

端末・備品等購入費及び通信環境に係る整備費等に対する支援を実施する。

(単位：千円)

内 容		当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
幼稚園等のデジタル環境整備支援事業	[環境県民局所管分] 私立幼稚園、幼稚園型認定こども園：65 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	40,750	40,750	8,819 [—]
	[健康福祉局所管分] 幼保連携型認定こども園：50 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	37,500	37,500	11,659 [—]
	[教育委員会所管分] 公立幼稚園：20 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	10,000	10,000	97 [—]
合 計		88,250	88,250	20,575 [—]

※令和 6 年度 2 月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：幼児教育の質の向上を図るために必要なデジタル環境の整備
- 実 績：幼児教育の質の向上を図るため、設置者に対し、登降園管理システムの導入などに係る経費の支援を行った。（私立幼稚園 28 園、幼稚園型認定こども園 3 園、幼保連携型認定こども園 25 園、公立幼稚園 1 園）

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園において、教育に係る資料の電子化に必要なデジタル環境の整備が実施された。

令和 8 年度の実施方針

- 国の動きを踏まえながら、幼児教育の質の向上を図るため、引き続き、デジタル環境の整備に必要な支援を行う。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費	領域	子供・子育て
担当課	こども家庭課	取組 の 方向	④ 児童虐待防止対策の充実
事業名	児童虐待防止対策事業（一部国庫）		⑤ 社会的養育の充実・強化

目的

相談対応件数が増加している児童虐待に対し適切に対応するため、新たに設置する2ヵ所の支所を含めて、県こども家庭センターの体制の強化や市町の相談援助機能の強化を行い、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

事業説明

対象者

社会的養護を必要とする子供及びその家族

事業内容

【安心こども基金充当】

(単位：千円)

内 容			負担 割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
児童虐待防止対策事業	1 予防			3,582	3,582	3,575 [—]
	オレンジリボンキャンペーン事業	○ 体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	国 1/2 県 1/2	3,582	3,582	3,575 [—]
	2 こども家庭センターの体制強化			200,869	200,869	183,521 [—]
	専門スタッフの活用	○ 弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置	国 1/2 県 1/2 等	185,124	185,124	173,691 [—]
	児童虐待対応体制の強化	○ 県こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施 ○ SNSを活用した児童や保護者に対する相談支援の実施		15,745	15,745	9,830 [—]
	3 児童・家庭への援助			27,894	27,894	19,152 [—]
	子供の権利擁護事業	○ 子供の権利擁護に係る仕組みの構築及び実施	国 1/2 県 1/2 等	13,814	13,814	11,515 [—]
	心理的ケアの充実	○ 親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○ 被虐待児に対する心理療法等の実施		5,796	5,796	3,052 [—]
	未成年後見人支援事業	○ 社会的養護下の児童等の未成年後見人に対する費用を助成		8,284	8,284	4,585 [—]
	合 計			232,345	232,345	206,248 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
児童虐待により死亡した児童数	0 人	0 人	0 人
(参考) 市町こども家庭センターの 設置市町数	—	19 市町	18 市町

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 児童虐待により死亡した児童数はゼロとなったが、児童虐待相談対応件数は、依然として増加(令和 6 年度：6,649 件→令和 7 年度：6,820 件)しており、相談内容も多様化・複雑化する中で、県こども家庭センターにおいては、市町と役割分担し、保護や親子分離を要するなど高い専門性が必要な事案に注力することが求められるため、専門職の確保や人材育成に取り組む必要がある。
- 令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法により、市町に設置が努力義務化された児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「市町こども家庭センター」の設置については、県が主催する市町職員の集合研修において、設置済み市町の取組事例の共有などに取り組んだ結果、全ての市町において設置に向けた検討が進んでいるが、市町において必要な人員を配置することが出来なかった等の理由から、目標は達成に至らなかった。

令和 8 年度の取組方向

- 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、専門職の計画的な確保や人材育成を行い、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組む。
- 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、引き続き、県が主催する市町職員の集合研修において、市町こども家庭センターを設置済み市町の取組事例を共有するなど、未設置の市町における当該センターの設置を促進する。
- また、要支援家庭のニーズに応じた市町の家事支援等の取組を後押しすることで、市町の在宅支援の充実を図る。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費
担当課	地域共生社会推進課
事業名	ヤングケアラー支援体制強化事業（一部国庫）【新規】

目的

ヤングケアラーとその家族が、地域や様々ななかかわりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができおり、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができる社会を目指す。

事業説明

対象者

当事者・家族、市町、関係機関等

事業内容

(単位：千円)

内 容	負担割合	当初 予算額	最終 予算額	予算 執行額 [繰越額]
ヤングケアラーの認知向上・理解促進	国 2/3 県 1/3 又は 国 1/2 県 1/2	9,097	9,097	9,097 [—]
関係機関等研修会の開催	国 2/3 県 1/3	2,476	2,476	1,489 [—]
コーディネーターの配置	国 2/3 県 1/3	4,803	4,803	3,705 [—]
合 計		16,376	16,376	14,290 [—]

※端数処理の関係で積み上げた数値と合計額が異なる場合がある。

令和7年度の成果目標と実績

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）	13 市町	17 市町	17 市町

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、リーフレットや啓発マンガなどの広報物を活用したヤングケアラーに関する啓発を実施するとともに、新聞やホームページでの特集記事を展開するなどの取組により、ヤングケアラーの認知度は 44.4%（令和 7 年度）と、前年度より 7.4 ポイント上昇した。
- 県内 23 市町へヒアリングを実施したところ、ヤングケアラーやその家族への支援に関する具体的な知識やノウハウが十分に共有されていない状況であったため、支援の手順やプロセスを記載したヤングケアラー支援マニュアルを作成し、市町に対し説明会を実施した。
- また、ヤングケアラーコーディネーターによる学校関係者や福祉関係者等への出前講座、市町担当者に対する研修の実施及び市町へのヒアリング調査で得た好事例の横展開などにより、課題の早期発見や対応力の向上を図った。
- これらの取組により、令和 7 年度の目標は達成したものの、全市町でのヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりの取組が行われる必要があるとともに、既に取り組んでいる市町においても、情報共有や連携体制づくりの取組に濃淡があるため、引き続き、市町への支援に取り組む必要がある。

令和 8 年度の取組方向

- 「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、広報物を市町や中・高等学校、大学等の関係機関に配付するとともに、外部講師を招き、県民を対象とした講座を開催するなど、ヤングケアラーに関する普及啓発を実施する。
- 学校関係者や福祉関係者に向けた出前講座に加えて、児童・生徒に向けた出前講座のメニューを新たに用意するとともに、市町担当者に対する研修を実施する。
- 引き続き、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、関係機関間での情報共有や緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組む。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：公衆衛生費 目：保健指導費 ほか
担当課	健康づくり推進課
事業名	健康ひろしま 21 等推進事業（一部国庫）【一部新規】

領域	健康
取組の方向	① ライフステージに応じた県民の健康づくりの推進 ② 県内企業と連携した「からだところ」の健康づくりの推進

目的

分野別計画（健康ひろしま 21（第3次）等）に基づき、市町や企業、大学等の多様な主体との協働を図りながら、県民一人ひとりの健康的な生活習慣の実践など、県民の主体的な健康づくりを後押しするための全県的な機運の醸成・環境の整備に向けた取組を総合的に推進することにより、県民の健康寿命の更なる延伸を図る。

事業説明

対象者

県民、市町、県内企業・団体等

事業内容

（単位：千円）

内 容		当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
県民総ぐるみでの健康づくり	○ 県や関係団体等で構成される「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において、企業、関係団体等と連携した、県民の健康づくりを後押しするための取組や情報発信を実施	4,000	4,000	4,000 [—]
女性の健康づくり【一部新規】	○ 令和6年度に実施した女性の健康課題に関する調査結果に基づく取組の実施【新規】 ・ 休養とメンタルヘルス、運動習慣に関するリテラシーが低い層に対する、ターゲットニング啓発の試行実施等 ・ 骨粗鬆症に対するリテラシー向上のための啓発及び市町における骨粗鬆症検診の受診促進	44,192	43,192	40,066 [—]
働く世代の健康づくり	○ 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰 ○ 「健康経営」や従業員の健康づくりに取り組む企業等へのアドバイザー派遣 ○ 「健康経営」に取り組む企業の経営者等を対象としたセミナーの開催 ○ 働き盛り世代に対する生活習慣の改善に向けた行動変容につながる取組の検討	2,300	1,850	1,213 [—]
合 計		50,492	49,042	45,279 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
運動習慣のある人の割合の増加 20～64 歳の男性[女性]	33.6% [25.7%] (令和 5 年度)	34.0% 以上 [33.0% 以上]	—
運動習慣のある人の割合の増加 40～64 歳の男性[女性]	24.7% [16.4%] (令和 3 年度)	36.0% 以上 [35.0% 以上]	【R10.9 判明】
骨粗鬆症検診受診率	3.7% (令和 3 年度)	4.0%	【R9 年度以降判明】
「健康経営」に取り組む 中小企業数	4,735 社 (令和 5 年度)	5,600 社	5,410 社
1 日の食塩摂取量の減少	9.7g (令和元年度)	8.0g 以下	【R9 年度以降判明】

○ 事業目標：

指 標 名	基準値	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
「健康経営」継続セミナー 開催回数（参加者数）	2 回（146 人） (令和 5 年度)	3 回（180 人）	3 回（292 人）
骨粗鬆症検診実施市町数	13 市町 (令和 6 年度)	16 市町	16 市町
減塩食品を定期的に使用 する人の割合の増加	32.9% (令和 6 年度)	50.0%	—

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 令和 7 年度に実施した若年女性の生活習慣獲得に向けた調査では、「目標があると運動を継続するが、なくなるとやめる、を繰り返す」人が全体の 25%を占めており、こうしたターゲットには、日常生活の中で、今より少し多く運動する方法や、その方法によって達成感を味わえることを伝えることが重要であることが確認された。
- また、若年層及び子育て層を主な対象としたイベントを開催したところ、約 8 割の来場者が参加によって「日々の暮らしに健康に良い習慣を取り入れること」への意識が高まり、健康づくりへの意識の変化が見られた一方で、実際の来場者の年齢層や属性は、イベント開催場所の平常時の集客層に影響を受けることも確認された。
- これらのことから、対象を絞り込み、ターゲットに応じた啓発を行うとともに、平常時からその対象が多く集まる場に出向き、普及啓発を行う必要がある。
- 従業員の健康づくりに特に積極的に取り組む中小企業を表彰するとともに、中小企業の経営者等をターゲットに開催している健康経営継続セミナーにおいて、具体的な取組を紹介するなど、好事例の横展開を行うことにより、健康経営の取組の質の向上に取り組んだ。しかしながら、健康経営に取り組むメリットが必ずしも十分に浸透したとは言えず、健康経営に取り組む中小企業数は 5,410 社に増加したものの、目標の達成には至らなかった。
- 今後は、健康経営実践企業の量的拡大を図るとともに、協会けんぽや健康寿命の延伸に関する連

携協定締結企業（生命保険会社等）と連携し、既に取り組んでいる実践企業の質の維持・向上を図っていく必要がある。

- 減塩について、美味しくないというイメージを持たれていることや何をしたらいいのか分からないことが課題であることから、1日の食塩摂取量の減少に向けて、引き続き、家庭でできる減塩方法の提案や美味しく感じられるよう工夫した減塩レシピを試食・体験できる機会等の創出に取り組む必要がある。

令和8年度の実施方針

- 運動習慣のある人の割合の増加に向け、ターゲットに応じた手法や内容による啓発に取り組む。
- 今後は、中小企業に対する健康経営の普及を加速させるとともに、優良企業表彰を含め、これまで以上に好事例を広く展開するほか、引き続き、アドバイザーの派遣や健康経営セミナーを行うなど、健康経営の実施の質の向上を図り、将来的な健康寿命の延伸につなげていく。
- 引き続き、多様な関係者が協働し、それぞれの立場から県民の食生活の改善に向けた取組を推進できるよう、「広島県食育推進会議」や「ひろしま食育・健康づくり実行委員会」の構成団体や企業等に対し、連携強化や具体的な取組の実施を促す働きかけを行う。また、食塩摂取量の減少に向けては、量販店における啓発等、企業と連携し効果的な啓発に取り組む。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費	領域	健康
担当課	健康づくり推進課	取組の方向	③ がんなどの疾病の早期発見・早期治療の推進
事業名	がん対策推進事業（がん検診）（一部国庫）		

目的

「県内のどこに住んでいても、どんながんであっても、安心して暮らせる広島県」、「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して、「がん予防・がん検診」、「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

事業説明

対象者

県民

事業内容

がん対策の3つの柱のうち、がん検診分野においては、「がんで死亡する県民の減少」に向けて、がん検診の受診率を向上させるため、市町や保険者等と連携して、次の取組を推進する。

(単位：千円)

内 容	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
【がん検診受診率向上対策事業】 ○ 県のがん対策職域推進アドバイザーによる受診率が低い事業所への訪問及び広島県がん検診サポート薬剤師を活用した出前講座による職域検診の受診勧奨 ○ 市町検診の個別受診勧奨が行われていない、協会けんぽ被扶養者に対する個別受診勧奨（閣下ハガキの送付） ○ 市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援	国 1/2 県 1/2	45,604	37,403	35,030 [－]
【がん検診精度管理推進事業】 ○ 市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価、助言及び研修等を実施	国 1/2 県 1/2	5,366	5,366	5,203 [－]
合 計		50,970	42,769	40,233 [－]

令和7年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和4年)	目標値 (令和7年)	実績値 (令和7年)
がん検診受診率	胃 50.4% 肺 47.7% 大腸 44.0% 子宮 42.5% 乳 42.6%	全て 50.0%以上	胃 51.4% 肺 50.5% 大腸 45.8% 子宮 43.2% 乳 47.2%

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
全国健康保険協会広島支部 加入事業所におけるがん検 診受診率	58.3%	66.0%	【R8.9 判明】

○ 実 績：

【がん検診受診率向上対策事業】

- ・ 胃がん検診と肺がん検診の受診率は目標（50.0%以上）を達成したが、その他のがんの受診率については目標を達成できなかった。（令和 7 年国民生活基礎調査）
- ・ 職域検診（企業が従業員に対し実施する検診）については、「がん対策職域推進アドバイザー」が、協会けんぽに加入している中小企業（40 歳以上が 50 名以上）を 200 社選定し、個別訪問支援を行うことで、受診率が 19.0%（令和 6 年）から 22.8%（令和 7 年）と、昨年度より 3.8 ポイント上昇した。なお、事業目標である全国健康保険協会広島支部加入事業所におけるがん検診受診率については、速報値によると 61.7%と、昨年度より 1.0 ポイント増加しているものの、目標の達成には至らない見込みである。
- ・ 市町が実施する検診については、市町において受診環境を整備し、県・市町で連携して様々な個別受診勧奨を行っているものの、市町検診対象者の受診率（県全体）について、目標（全国平均受診率以上）を、胃がんを除いて達成しておらず、特に女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）については全国平均を大きく下回っている。（令和 6 年度実績（国保受診率）子宮頸がん 16.0%（県）17.5%（全国平均）、乳がん 18.5%（県）、19.8%（国））
- ・ 閣下ハガキについては、再勧奨後の受診率は 7.6%（令和 7 年）と、目標である 13.6%を達成できなかった。
- ・ 市町がナッジ等を活用した効率的な受診勧奨を行えるよう、ナッジ活用に精通した講師を招聘した市町向け研修を実施した。

【がん検診精度管理推進事業】

- ・ がん検診の精度管理について、市町の検診実施状況を分析し、個別に評価・助言を行ったほか、市町の検診従事者の資質向上に向けた研修会を開催した。
- ・ 研修参加者に行ったアンケート結果によると、がん検診の有効性評価、がん検診の精度管理などの基礎を 80%程度が「理解できた」とし、「市町がん検診チェックリスト」の記載方法等、がん検診従事者に必要な技術の習得に寄与した。

[開催実績]

がん検診精度管理講習会 スタンダード（令和 7 年 11 月 12 日）（22 市町参加）

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 職域検診については、団体総会などでがん検診の受診環境整備を呼びかけるなど、がん対策職域推進アドバイザーが実質的な責任者にアプローチできるよう工夫を行ったが、受診環境が整っていない企業は、整備検討に時間を要することや勤務がシフト制のため一斉受診を実施する環境づくりが困難なことから、訪問を複数回実施するなどの伴走型支援が必要である。
- 市町検診については、職域検診と異なり定期的・継続的な働きかけが難しく、一度受診しても継続的に受診しない者がいることや、受診勧奨・再勧奨を実施しても受診しない層がいることから、市町等と連携し、対象者が検診を受診しやすく、離脱しにくい環境を整備する必要がある。
- 女性特有のがんは個別の医療機関等で受診することが多いことから受診者の住所地に関わらず、がん検診が受診できる仕組みの構築を検討する必要があるため、令和7年度より試行事業として、乳がん・子宮頸がんについて、熊野町・坂町が広島市医師会と契約を締結して、受診できる医療機関を拡大する取組（※集合契約）を実施しており、次年度以降についても、本取組の継続実施に向けた取組を行う必要がある。

令和8年度の方針

- 職域検診について
 - ・ 人材確保に向けた企業の健康経営に対する関心が高くなっていることなどから、前向きに健診の切替えを検討する企業が増加しているため、受診率が低い事業所へのアドバイザー訪問及び広島県がん検診サポート薬剤師を活用した出前講座による受診勧奨を行い、がん検診受診率及び特定健康診査受診率の向上を図る。
- 市町検診について
 - ・ がん検診の受診率が全国平均を大きく下回る市町にヒアリング・分析し、個別に評価・助言を行うとともに、市町検診の受診率向上に当たっては、検診の必要性は理解しても、行動に結びつかない認知バイアス解消などにナッジを活用した行動変容など効果的な受診勧奨策を企画・立案できるよう、市町向け研修会を実施する。
 - ・ 令和7年度に試行実施した集合契約の取組について、本取組の効果検証を行うとともに、実施範囲の拡大等について検討する。
- がん検診の精度管理について
 - ・ 引き続き、市町の検診実施状況をヒアリング・分析し、特に精密検査受診率の低い市町へ個別に評価・助言を行うとともに、検診従事者の資質向上に向けた研修会を開催する。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費 他 款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 他	領域 健康 取組の方向 ⑤ 「運動・食・集い」を軸とした介護予防の推進
担当課	薬務課、医療機能強化推進課、医療政策課、介護政策課、健康づくり推進課、地域共生社会推進課	領域 医療・介護 取組の方向 ① 高度医療機能と地域の医療体制の確保 ② 地域包括ケアシステムの質の向上 ③ 福祉・介護人材の確保・定着・育成 ④ 介護サービス基盤の安定化
事業名	地域医療介護総合確保事業（一部国庫） 【一部新規】	領域 地域共生社会 取組の方向 ① 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決

目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

事業説明

対象者

県内の市町、医療関係団体、介護関係団体等

事業内容

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

【地域医療介護総合確保基金充当】

(単位：千円)

区 分	内 容	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
地域医療介護総合確保基金積立	○ 医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3、県 1/3）	2,260,267	2,308,175	2,308,173 [—]
合 計		2,260,267	2,308,175	2,308,173 [—]

区 分	内 容	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
医療資源の効果的な活用	○ 病床機能転換等に係る経費の補助 ○ 各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○ 医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進	2,697,063	1,986,000	1,829,493 [—]

在宅医療連携体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内糖尿病診療の質の向上に向けた地域の医療機関等の連携体制の構築 ○ 地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○ 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○ 心不全患者の継続した包括的心臓リハビリテーション実施に寄与する連携体制の強化 ○ 在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進等 	184,150	179,056	159,347 [—]
介護サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模介護施設の整備支援（13施設） ○ 介護施設の開設準備等経費支援（24施設） 	1,195,904	1,125,805	346,821 [772,938]
介護サービスの質向上と適正化	○ 介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	22,897	22,897	22,897 [—]
認知症サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○ 医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施等 	53,214	52,354	48,929 [—]
医療従事者の確保【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○ 勤務医の働き方改革の推進 ○ 県東部小児・周産期医療体制の支援 ○ リハビリテーション人材の育成に係る事業への補助 ○ 看護職員の再就業・定着促進【一部新規】 ○ 歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を実施 ○ 薬剤師の確保に向けた病院・薬局間の連携体制の構築等 	(債務 288,000) 1,676,349	(債務 288,000) 1,645,054	1,548,472 [—]
介護人材の確保・育成・定着【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○ 介護事業所へのICT・介護ロボットの導入支援 ○ 介護事業所の職場改善等に係る取組を支援するため「介護生産性向上総合相談センター」を設置 ○ 介護DX先進モデル施設の育成・活用【新規】等 	540,815	540,815	396,636 [—]
合 計		(債務 288,000) 6,370,392	(債務 288,000) 5,551,981	4,352,595 [772,938]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標：

ワーク	KPI	現状	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
16 がんなどの疾病の 早期発見・早期治療の 推進	糖尿病性腎症による新規 透析導入患者の減少率	4.6%減少 (R4 実績)	10.0%以上 減少	【R9.4 判明】
18 「運動・食・集い」 を軸とした介護予防の 推進	要支援 1・2、要介護 1 の 認定を受けた高齢者の割 合	10.4% (R5 実績)	全国平均以下	【R8.11 判明】
	「通いの場」の設置数	2,180 か所 (R5 実績)	4,750 か所	2,371 か所
	「通いの場」の参加者数	41,837 人 (R5 実績)	95,000 人	46,764 人
	高齢者人口に占める「通 いの場」の参加者の割合	5.1% (R5 実績)	11.4%	5.7%
19 高度医療機能と地 域の医療体制の確保	地域の拠点病院を中心と した人材交流・育成に係 るネットワークの構築数	2 地域 (R5 実績)	4 地域	2 地域
	地域医療支援病院の紹 介率	77.9% (R4 実績)	80.0%以上	【R8.12 判明】
	地域医療支援病院の逆 紹介率	117.2% (R4 実績)	110.0%以上	【R8.12 判明】
	人口 10 万人対医療施設 従事医師数（全域過疎市 町）	210.8 人 (R4 実績)	217.1 人以上 (R6 年)	223.3 人 (R6 年)
	オンライン診療料届出医 療機関の割合※ 1	—	25.0%	—
	オンライン服薬指導を行 う薬局の割合※ 1	—	15.0%	—
20 地域包括ケアシス テムの質の向上	要介護 3 以上の方の在宅 サービス（ショートステ イ 15 日以上利用を除 く。）利用率	36% (R5.3 月 現在)	40.0%	【R9.3 判明】
	認知症サポーター養成数	349 千人 (R5 実績)	362 千人	399 千人
21 福祉・介護人材の 確保・定着・育成	「魅力ある福祉・介護の 職場宣言ひろしま」認証 数（累計）	409 法人 (R5 実績)	950 法人	505 法人
	介護職員の離職者のうち 3 年未満の職員の割合 ※ 2	—	50.0%	—
22 介護サービス基盤 の安定化	介護サービス基盤安定化 に向け、地域包括ケアに かかる関係者間で検討を 開始した市町数（累計）	23 市町 (R5 実績)	23 市町	23 市町

※ 1 令和 4 年度診療報酬改定により、指標としていたオンライン診療料及びオンライン服薬指導の
届け出が廃止されたことから、当該年度以降の実績を得ることができない。

※ 2 令和 5 年度介護労働実態調査から、年齢層別離職率の調査が開始されたことに伴い、勤務年数

別離職率の調査を廃止したため、当該年度以降の実績を得ることができない。

1 医療資源の効果的な活用 《成果目標：ワーク 19》

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 回復期病床への転換や複数医療機関間の連携による病床再編への補助等によって医療機能の分化・連携を促進
- ・ 地域における医療機関間の医療情報の連携を強化するため、地域医療情報ネットワークの整備を推進するとともに、オンライン診療等の導入・活用を希望する医療機関・薬局を対象とした伴走支援を実施
- ・ 「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づき、新病院の着工に向けた取組を進めるとともに、令和 7 年 4 月に設立した地方独立行政法人と連携し、地域に必要な医療提供体制等の検討を実施

2 在宅医療連携体制の確保 《成果目標：ワーク 16、20》

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 「糖尿病診療拠点病院」及び「糖尿病診療中核病院」を中心とし、糖尿病の医療連携を推進する体制の構築を支援
- ・ 「ひろしまDMステーション」と連携し、チーム医療の推進や地域の医療連携体制構築に係る課題の把握及び糖尿病診療に係る人材育成を実施

○ 在宅医療提供体制の構築（地域包括ケアシステム体制）

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
在宅医療提供体制を構築するため、医療介護関係者が連携している圏域数	111 圏域	125 圏域	【R8.10 判明】

- ・ 新たに在宅医療に取り組む医師をはじめ、歯科医師、薬剤師、訪問看護師及びケアマネジャー等に対する実践的なノウハウや連携方法を習得するための研修の継続実施

○ 心不全患者の支援体制の構築

- ・ 心不全患者に対する継続的な包括的心臓リハビリテーションの定着に向けた既存の医療ネットワークを拡充
- ・ 医療従事者にとどまらず、患者に関わる支援者・関係者が活用できる体制の構築を支援

○ 在宅医療（医科・歯科・薬剤等）の充実

指 標 名	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 11 年度)	実績値 (令和 7 年度)
訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の増加	264 施設	370 施設	【R8.11 判明】

- ・ 県内の歯科医療機関に対して、在宅歯科診療に必要な設備整備（口腔ケア含む）に係る経費を補助し、在宅における歯科診療機能を強化
- ・ 認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮に対応できる歯科医師・歯科衛生士を養成

3 介護サービス基盤の整備 《成果目標：ワーク 22》

指 標 名	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
介護サービス整備量 〔 介護サービス 利用者数 に応じた基盤整備 〕 (全て延べ人数)	地域密着 19,848 人	地域密着 23,409 人	地域密着 22,198 人

- 市町の第 9 期介護保険事業計画に位置付けられた介護施設等の整備を支援
 - ・ 小規模介護施設の整備支援（5 市町・9 施設）
 - ・ 介護施設等の施設開設準備経費等支援（6 市町・13 施設）

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 介護支援専門員が受講する研修の円滑な実施と質の確保を図るための新たな指導者やファシリテーターの養成及び介護支援専門員研修向上委員会による研修の体系、内容、評価の仕組み等の課題を検討
- ・ 介護事業者の適正な制度運用を図る観点から、集団指導研修を実施

5 認知症サポート体制の充実 《成果目標：ワーク 20》

指 標 名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
認知症サポーター養成数	277,382 人	362,000 人	399,311 人

- ・ 認知症の早期発見・早期対応及び医療・介護等が連携した適切なサービス提供を進めていくため、医療従事者や介護従事者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修を実施
- ・ 地域における医療支援体制の充実のため、かかりつけ医の相談等を担う認知症サポート医の養成やオレンジドクター制度の継続的な運用を実施
- ・ 認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・促進のため、県民への権利擁護制度の普及啓発を行うとともに、金銭管理等を行う生活支援員の養成研修や市民後見人の養成研修を実施

6 医療従事者の確保 《成果目標：ワーク 19》

○ 医師の確保

指 標 名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 8 年度)	実績値 (令和 7 年度)
県内の人口 10 万人当たりの 医療施設従事医師数	258.6 人	269.3 人以上	— 〔参考：令和 6 年度 279.5 人 ※2 年に 1 回調査〕
人口 10 万人対医療施設従事 医師数（全域過疎市町）	195.1 人	208.9 人以上	— 〔参考：令和 6 年度 223.3 人 ※2 年に 1 回調査〕

- ・ 広島県地域医療支援センターにおいて、県内外医師の県内医療機関への就業あっせん、初期臨床研修医を確保するため、広島大学や臨床研修病院等の関係機関と連携し、医学生を対象とした臨床研修病院オンライン合同説明会の開催及び女性医師の離職防止のため、短時間正規雇用制度の導入に係る経費補助等を実施
- ・ 県内市町、県医師会、広島大学、広島県地域医療支援センター等が連携した推進体制の下で、地域医療を担う医師の配置調整を進めた結果、広島大学及び岡山大学に設置した地域枠の卒業医師 146 名が県内各地で医師業務に従事しており、そのうち 62 名が中山間地域で医師業務に従事
- ・ 全ての二次保健医療圏域（7 圏域）で小児二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療機関や市町に対し、運営費等の経費補助を継続実施
- ・ 中山間地域に勤務する医師に対する研修会の開催や、テレビ会議システムによる症例検討の実施などの備北・芸北及び東部の各へき地医療拠点病院等を中心とした若手医師等の研修・研鑽の機会を提供する取組に係る経費を補助

○ 看護師等の確保

指 標 名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
県内医療施設従事 看護職員数	44,184 人	44,871 人	— 〔参考：令和 6 年度 45,812 人 ※2 年に 1 回調査〕

- ・ 看護職員の離職防止のため、新人看護職員研修の開催に対する助成（72 施設）や、指導者研修など、看護管理者等を対象とした働きやすい職場づくり研修会を開催するとともに、院内保育所を設置する医療機関に対し、保育所の運営費に対する補助を実施（39 施設）
- ・ 看護職員の復職を支援するため、研修協力病院・訪問看護ステーションでの実践研修を開催
- ・ 質の高い看護の提供ができるよう、医療機関が看護師を特定行為研修機関や認定看護師教育機関へ派遣する際、費用の一部を助成（39 人）

7 介護人材の確保・育成・定着 《成果目標：ワーク 21》

- ・ 社会福祉人材育成センターの無料職業紹介や就職合同説明会の実施などにより、介護事業所が人材を確保するためのマッチング機会を提供
- ・ 働きやすい職場づくりや人材育成、業務改善、介護サービスの質の向上などに取り組む法人を優良法人として認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」制度の普及促進

- ・ 介護職員の負担軽減による職場環境の改善を図るため、介護サービス事業所等における介護記録の電子・共有化、見守りサービスのリモート化など新たなデジタル技術の活用や介護ロボットの導入に係る経費を支援（令和５年度以降、介護保険事業費補助金を一部充当）
- ・ 初任者から経営者までの各層に応じた資格取得やコミュニケーション力、マネジメント力の向上などを支援するための研修を実施し、介護サービス事業所等で勤務する職員のキャリアアップを支援

令和７年度の目標と実績の乖離要因・課題

1 医療資源の効果的な活用

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 「高度医療・人材育成拠点基本計画」を踏まえて、新病院の基本設計及び組織体制の構築等を着実に進めることにより、高度医療機能と地域の医療提供体制の確保に取り組む必要がある。
- ・ 地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携及び役割分担の整理を加速していくため、医療機関の機能転換の促進、及び関係者間での協議を促進していくための支援が必要である。

2 在宅医療連携体制の確保

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 「糖尿病診療拠点病院」及び「糖尿病診療中核病院」を中心に、糖尿病に係る医療連携体制の構築に取り組んでいるが、高齢化に伴い今後も増加が予想される患者に対応するため、チーム医療及び地域の医療連携の推進を図る必要がある。

○ 地域包括ケアシステムの強化

- ・ 県が独自に取り組んでいる地域包括ケアシステム評価では、２分野（「保健・介護予防」「目指す姿の共有・連携」）において、全て「実施している」と自己評価した市町が半数以上、５分野（※）の全てにおいて、８割以上「実施している」と自己評価した市町が半数以上であった。また、県内１２５の日常生活圏域における指標（６４評価基準）の実施率は８２．５％であった。

※ 「保健・介護予防」、「医療・介護」、「住まい・生活支援等」、「地域包括ケアにおける地域共生社会」、「目指す姿の共有・連携」

- ・ 医療・介護サービス、それらを担う人材や住民活動等が地域によって異なる中で、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムにおいては、保険者である市町による主体的な取組を進めていく必要がある。今後、医療・介護資源や担い手の不足などが見込まれる一方で、高齢化が一層進み医療・介護のニーズが増加することも見込まれるため、市町職員、専門職等の養成や地域特性を考慮した伴走型支援を、引き続き行う必要がある。

○ 在宅医療（内科・歯科・薬剤等）の充実

- ・ 在宅等における療養を歯科医療面からも支援するため、高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む）等に対応できる歯科医療機関の整備を推進する必要がある。
- ・ 高齢化に伴い増加する在宅歯科医療のニーズに対応するため、訪問歯科診療を実施する歯科医療機関への支援が必要である。
- ・ 障害児（者）や認知症高齢者を含む要介護者等に対しては、高度な専門知識や技術が必要で

あるため、在宅歯科診療の体制整備の強化を図る必要がある。

3 介護サービス基盤の整備

- ・ 小規模介護施設の整備支援などの実施により、介護サービス基盤安定化に向け、地域包括ケアにかかる関係者間で検討を開始した市町数は令和5年度に23市町を達成することができたが、地域によって利用者の動向や施設の充足状況等は異なっており、市町が策定した介護保険事業計画の実現に向けて、必要なサービスの確保に取り組む必要がある。

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 複合的な課題を抱える高齢者の多様なニーズに対応するため、最新の知識・スキルを身に付け、幅広い事案に対応できる、質の高い介護支援専門員を育成していく必要がある。
- ・ 「介護支援専門員に関する状況調査」の結果から、介護支援専門員不足により、ケアマネジメントの提供に影響が出始めていることが明らかになったため、人材確保に向けた取組を推進する必要がある。

5 認知症サポート体制の充実

- ・ 今後も認知症の人は増加が見込まれており、認知症への取組は社会全体の課題として捉え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症サポーターの養成や、医療従事者や介護従事者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修を実施するなど、認知症施策を総合的に推進していく必要がある。

6 医療従事者の確保

○ 医師の確保

- ・ 拠点病院を中心とした地域内の医師派遣や研修研鑽機会の提供など、人材交流・育成の取組を県内2地域で支援した。また、広島県地域医療支援センターを中心に、大学、県医師会、県、市町が連携し、医師確保、定着促進及び人材育成等に総合的・機動的に取り組み、全域過疎市町における人口10万人対医療施設従事医師数は伸びてきている。
- ・ 広島県地域医療支援センターにおける医師確保の取組は、県外医師のあっせんなど時間がかかるものも多く、長期的な視点をもって継続した運営が必要である。
- ・ 臨床研修医の確保に向けて、県内臨床研修病院の魅力向上に向けた取組や、積極的なPR活動を強化する必要がある。また、専門医取得に係る新制度の導入に対応して、3～5年目の若手医師が、臨床研修後も県内に留まって専門医を取得し、県内定着につながるように、関係各病院とも連携・協力して「オール広島」体制での取組を推進していく必要がある。
- ・ 今後、広島大学ふるさと枠医師の中山間地域等での勤務が、順次、進められていくことから、地域医療を担う若手医師の育成や定着につながる環境・仕組みづくりを一層進めていく必要がある。
- ・ 近年の医師国家試験合格者に占める女性の割合は約1/3であり、今後も増加が予想される。このため、女性医師が働き続けることができる就業環境づくりを進めていく必要がある。
- ・ 小児救急においては、休日・夜間の時間外に軽症患者が病院に集中することにより、夜間診療

にあたる小児科医等の負担増大につながり、救急医療体制の維持が困難となる懸念があることから、軽症患者の集中緩和や受入体制の維持・強化に取り組んでいく必要がある。

○ 看護師等の確保

- ・ 看護職員数は増加傾向にあるが、今後、高齢化の進行等に伴い、看護職員の更なる確保・定着が必要である。
- ・ 若年人口の減少等を踏まえ、今後は離職防止や再就業促進に更に注力する必要がある。
- ・ 新人期以降も、結婚・出産等私生活のライフステージと組織のニーズに調和した働き方ができる仕組みを構築する必要がある。
- ・ 離職時の届出制度を活用し、復職に向けて働きかける取組を強化する必要がある。
- ・ 新興感染症発生・まん延時等や、在宅医療の需要の増大に対応するため、専門性の高い看護職員を養成していく必要がある。

7 介護人材の確保・育成・定着

- ・ 離職率は低下傾向にあるが、依然として高い水準で推移しているため、更なる人材の定着に向け、組織全体としての経験やノウハウの蓄積を促す必要がある。
- ・ 業務の性質上、腰痛などの身体的負担が大きいことに加え、掃除、洗濯などの生活援助や介護記録の作成等の間接業務に時間を割かれ、専門性を必要とする身体介護やリハビリ等において能力を発揮しにくい状況にあるため、身体的負担の軽減や業務の分業等を進め、専門性が発揮できる職場環境を整備する必要がある。
- ・ 新たな人材が確保できるよう、介護の仕事に対するネガティブイメージの払拭と、イメージの改善に取り組む必要がある。

令和8年度の実施方針

1 医療資源の効果的な活用

○ 医療機能の分化・連携の促進

- ・ 医療機関が実施する病床機能の転換や、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備への支援など、医療機関の病床機能の分化・連携の取組を促進する。
- ・ へき地の医療機関等に対して、オンライン診療等の導入支援を行うとともに、ノウハウや優良事例を周知し、県内医療機関等への導入・活用の拡大を図る。
- ・ 高度医療・人材育成拠点基本計画の実現に向けて、設計業務に対する技術協力を通じて、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるため、新病院の整備工事に係る優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するなど、新病院の着工に向けて取り組むほか、高度急性期を中心とした医療の提供に必要な体制の整備や、地域ニーズに即した県内医師の配置・循環の仕組みの構築等により、県内の医療提供体制を支える医療人材の確保・育成などに取り組む。
- ・ 県立広島病院の移転後においても、引き続き地域の方が安心して暮らし続けることができるよう、県立広島病院の跡地活用の方向性に基づく医療機能の整備について検討を進めていく。

2 在宅医療連携体制の確保

○ 糖尿病医療連携の推進

- ・ 各圏域の糖尿病の医療や連携の実態調査及び現状分析、課題抽出を行い、糖尿病診療に係る医療連携の体制強化及びチーム医療の推進を支援する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果検証及び今後の対応策の検討を行う。

○ 地域包括ケアシステムの強化

- ・ 地域包括ケアシステムに関する評価については、令和5年度の評価から、地域共生社会推進に係る指標を追加するなど社会情勢を反映した見直しを行い、評価を実施している。令和8年度も新たな指標に基づいた評価を実施するとともに、先進的な事例については、市町情報交換会において共有を行い、更なる質の向上に取り組む。
- ・ 引き続き、地域包括ケアシステムに関連する市町職員、専門職等を対象とした研修等の人材育成を実施するとともに、「地域まるごと支援」の視点をもって、市町の実情に応じた一体的・総合的な伴走支援を行うことで、一層の質の向上・充実を図る。
- ・ 地域包括ケアシステムの強化に向け、自助・互助に対する住民意識の向上、介護予防の充実、自立支援型ケアマネジメントの普及、生活支援体制の整備などの取組を推進する。

○ 在宅医療（医科・歯科・薬剤等）の充実

- ・ 特別な配慮が必要な要介護者等に対する診療など、専門性の高い技術を持った歯科医師等の養成や、非就業歯科衛生士の掘り起こしによる人材の確保とともに、多職種との連携・協働を担う歯科衛生士の養成研修を実施する。
- ・ 在宅歯科医療における活動の実態及び新規参入への障壁等を明らかにするため調査を実施し、調査結果を基に、歯科訪問医療への新規参入や段階的な関与を促進するため、参入マニュアル等を作成する。

3 介護サービス基盤の整備

- ・ 計画的な施設整備の推進により、地域の実情に応じた最適なサービスが提供されるよう、引き続き市町が策定した「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づく市町や事業者の介護施設等の整備、改修などの取組を支援する。

4 介護サービスの質向上と適正化

- ・ 法定研修のカリキュラム見直しやオンライン研修の普及等に対応するため、引き続き、研修講師・ファシリテーター等を養成するとともに、多職種連携に関する事例の検討や適切なケアマネジメント手法の普及・促進等により、介護支援専門員の専門性の強化を図る。
- ・ 介護支援専門員の魅力発信やケアマネ試験受験対策講座の開催など、新たななり手の確保に向けた取組を推進する。

5 認知症サポート体制の充実

- ・ 今後も増加が見込まれる認知症の人を社会全体で支えていくよう、引き続き、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の取組、医療従事者や介護従事者を対象に認知症対応力向上等を目的とした各種研修の実施など、医療・介護等が連携した取組

を進めるとともに、各種関係機関・団体との連携も促進し、認知症施策を総合的に推進していく。

- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進基本計画等も踏まえながら、県として、引き続き、施策の検討・推進を図っていく。

6 医療従事者の確保

○ 医師の確保

- ・ 地域の拠点となる病院を中心とした関係機関のネットワークの構築に向けた支援や、中山間地域の医師配置・循環の仕組みの構築に向けた検討を行う。
- ・ 広島県地域医療支援センターにおいて、大学、市町、医師会等との緊密な連携の下で、臨床研修医の確保や県内就業あっせん、広島大学ふるさと枠医師の養成とその配置調整等による医師確保対策を推進するとともに、中核的へき地医療拠点病院を中心とした医師の育成・定着を図る取組への支援などを通じて、中山間地域の医療提供体制の確保を図る。
- ・ 令和5年度に策定した「医師確保計画」における医師偏在指標に基づき、自治医科大学の卒業医師や医学部地域枠医師などを中山間地域等に計画的に配置する一方で、若手医師のキャリア形成にも配慮しながら、大学や市町、医師会等の各関係者と連携を図り、偏在解消の取組を促進していく。
- ・ 総合診療医の確保・育成を行うため、医学生や若手医師等を対象としたセミナー等を開催するとともに、指導医を対象としたセミナー実施による指導体制の強化などに取り組む。
- ・ 女性医師等の育児による離職防止のため、医師特有のニーズに対応可能な保育サポーターを確保し、派遣するためのコーディネート業務の支援を行う。
- ・ 小児救急医療電話相談窓口を設置し、保護者の不安等の軽減と小児科医等の負担軽減につなげるとともに、休日・夜間の小児二次救急受け入れ医療機関への財政支援を継続し、適切な小児救急医療体制を確保する。

○ 看護師等の確保

- ・ 看護職員確保のため、引き続き「新規養成」「復職支援」「定着促進」「資質向上」を柱とした事業を推進する。
- ・ 新人研修のほか、就職2～3年目の職員へのフォローアップ研修等を実施し、離職防止を推進する。
- ・ 離職の実態を把握し、院内保育所への支援や研修の実施等、働き続けられるための環境づくりを支援する。
- ・ 離職者の届出制度やナースセンターの周知を図り、離職中の看護職員に対して切れ目のない支援を行うとともに、離職者が不安なく再就業できるよう、相談対応や医療機関等での実践研修の実施など、復職支援事業を行う。
- ・ ナースセンターの無料職業紹介事業や復職支援研修等を強化し、潜在看護職員に対する復職支援を推進する。
- ・ 専門的な知識を有し、水準の高い看護実践のできる看護職員を養成するため、特定行為指定研修機関や認定看護師教育機関への派遣に対して、経費の一部を補助する。

7 介護人材の確保・育成・定着

- ・ 就職合同説明会の開催やハローワーク等の職業紹介の専門機関と連携して、効果的なマッチング機会の提供を図る。
- ・ 若年層を対象とした介護職の魅力を伝えるイベントや小中高校生向けの職場体験・出前講座の実施などを通じて、介護職のやりがいや魅力を啓発し、ネガティブイメージの改善を図る。
- ・ 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証取得を促進しながら、更なる職場改善等の取組を支援し、業界全体の離職率の低下につなげる。
- ・ 初任者から経営者層までの体系的な研修機会を提供することで職員の資質向上を図り、定着につなげる。
- ・ 介護事業所における清掃、配膳など、介護の周辺業務を担う介護助手の導入を促進させる。
- ・ 介護テクノロジーの定着促進により、職員の負担軽減と業務の効率化を図るとともに、様々な介護テクノロジーを活用する介護DXの先進モデル施設を育成し、その導入効果や優れたサービス提供事例を他の事業者にも横展開することで、導入に向けた意識改革と行動変容を促す。
- ・ 介護事業者が抱える様々な課題の解決に向け、「介護職場サポートセンターひろしま」による助言やアドバイザー派遣、関係機関へのつなぎ等の支援の更なる充実を図り、介護現場における生産性向上の取組を推進する。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費	領域	地域共生社会
担当課	地域共生社会推進課	取組 の 方向	① 住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決
事業名	地域共生社会推進事業（一部国庫）		

目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

事業説明

対象者

県民、市町

事業内容

(単位：千円)

内 容		負担 割合	当初 予算額	最終 予算額	予算 執行額 [繰越額]
県民の理解 と行動の促進	○ 様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有して、住民同士が課題に気づき、支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施 【実施地域】福山市（西学区・常金丸学区）	国 3/4 県 1/4 又は 県 10/10	26,259	26,259	25,894 [—]
権利擁護支援体制の強化	○ 成年後見制度等の相談体制の充実・強化に向けて、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修の開催、関係団体と連携・協力して広域的に人材を確保する取組を実施	国 1/2 県 1/2	15,488	15,488	15,488 [—]
市町の包括的な支援体制構築	○ 専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施	国 3/4 県 1/4 又は 県 10/10	10,472	8,152	8,152 [—]
合 計			52,219	49,899	49,534 [—]

令和7年度の成果目標と実績

○ ワーク目標

指 標 名	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	20 市町	23 市町	23 市町
高齢者、障害者、子供・子育て分野の専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数	120 圏域	125 圏域	【R8.12 判明】

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
地域支え合いコーディネーター 養成数 (研修受講者数)	114 名	96 名以上	130 名

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等が連携・協働する包括的な支援体制づくりを促進するため、市町職員や社会福祉協議会職員等を対象とした研修会の開催や、市町訪問による助言等支援に取り組んだ結果、「包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数」は 23 市町となり、目標を達成した。引き続き、市町訪問による支援等を行い、包括的な相談支援体制の強化を図るよう働きかけを行う必要がある。
- 地域包括ケアシステムの質の向上を図るため、県独自の評価指標を用いた日常生活圏域ごとの評価結果を基に、課題の改善や好事例の横展開、地域全体に着目した総合支援チームの市町訪問による支援、各種人材育成研修の開催等に取り組んだ結果、「専門職間のネットワークの構築に着手した圏域数」は令和 6 年度時点で 125 圏域となり、平成 30 年度時点から 46 圏域増加した。
- 県社会福祉協議会と連携した市町等向けの研修について、各市町への個別の働きかけや、講義の一部をオンライン化するなど、受講しやすい環境づくりを進めた結果、受講者は年々増加しており、令和 7 年度では 130 名が受講し、目標を達成した。
- 県内市町では、国制度も活用した包括的な支援体制の構築に向けた取組が順次始まっており、こうした取組が本県の掲げる「重層的なセーフティネット」の構築へとつながるよう、市町の取組を支援していく必要がある。
- 日常生活上の様々な福祉的課題が存在する中で、その課題を抱えるに至った背景や要因、その兆しなどを調査・分析し、身近な地域での課題の早期発見と支援へつなげていくため、モデル地区を 2 地区選定し、事業を実施した。

令和 7 年度は住民意識調査の結果について、モデル地域で共有を行うとともに、困りごとを抱えている人が早期に発見され支援につながる仕組み・環境づくりを推進する取組として、専門職等と連携した啓発イベントを実施することとした。これらの取組を好事例として県内に横展開し、取組を広げていく必要がある。

令和 8 年度の方針

- 専門職間・相談支援機関間の連携や地域内のつながりづくりを一層促進するため、市町等に向けた研修については、地域に身近な圏域単位でのチーム受講を働きかけるとともに、引き続き、市町に対し、包括的な支援体制の構築に向けた支援を行う。
- 地域包括ケアシステムに関する評価については、指標に基づいて評価を実施するとともに、先進的な事例については、市町情報交換会で共有を行い、更なる質の向上に取り組む。
- 様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有し、住民同士が課題に気づき、支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施する。
- 令和 8 年度の社会福祉法改正により、市町村は地域における成年後見制度等の適切な利用の支援

に向けて、専門職・支援者に対する支援、関係機関との連携、本人・家族等からの相談支援等の中核的役割を担うこととされたところであり、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修等を通じて、市町における体制の充実・強化に向けた取組を支援する。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費、社会福祉施設費		
担当課	障害者支援課	領域	地域共生社会
事業名	障害者とその家族が安心して生活できる環境整備事業（一部国庫）【一部新規】	取組の方向	② 障害者とその家族が安心して生活できる環境整備

目的

「全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、各種団体との連携による様々な活動等を通じて障害当事者への偏見の解消を図るとともに、障害者及びその家族が県内どこに住んでいても安心して生活できるよう、保健・医療、福祉等の関係機関との連携・地域生活支援体制の構築を進める。

事業説明

対象者

県民、医療的ケア児及びその家族等介護者

事業内容

1 障害への理解促進

(単位：千円)

内 容		負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
障害当事者によるワークショップの実施 【新規】	○ 障害当事者への理解や接する機会のあり方を学ぶため、障害当事者視点の内容を基にしたワークショップを学校等で試行的に実施 ○ 障害に関する知識や障害への配慮の方法を身につけるため、パラスポーツを通じた学びの体験会を試行的に開催 (対象) 小学校中学年～高校生 (小・中・高 各6人×2グループ程度) (実施回数) 計12回(小・中・高 各2箇所×年2回実施)	国 1/2 県 1/2	600	600	600 [—]
障害への理解と安心感等調査	○ 「障害当事者が望んでいる行動」と「周囲の人が望ましいと思っている行動」のギャップを確認するため、インタビュー調査を実施 (対象) 障害当事者10名 ○ 障害当事者と接触した周囲の人がどのような行動をとっているかの実態を把握するため、県民の「障害当事者と接する機会の有無やその内容」及び「障害当事者の安心感」の調査を実施 (対象) 県民3,000名(障害当事者を含む)		1,843	1,843	1,713 [—]
合 計			2,443	2,443	2,313 [—]

2 医療的ケア児の支援体制の整備

(単位:千円)

内 容		負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
医療的ケア児支援センターの運営	○ 医療的ケア児支援センターを運営し、支援に係る取組を実施 ・ 医療的ケア児及びその家族への相談支援、情報発信 ・ 医療的ケア児及びその家族の支援に携わる人材の育成 等	国 1/2 県 1/2	21,637	21,637	21,637 [—]
市町が行う医療的ケア児等総合支援事業への補助	○ 医療的ケア児等の支援体制構築に向けた取組を行う市町への補助 (県内実施予定市町) 5 市町 (主な取組) 医療的ケア児等の協議の場の設置	国 1/2 県 1/4 市町 1/4	9,477	9,477	5,271 [—]
医療的ケア児の支援に係る実態把握調査	○ 医療的ケア児及びその家族等の生活状況や支援ニーズに関する調査を実施 ・ 一次調査: 医療的ケア児(在宅)の人数の把握 (対象) 県内医療機関(約 30 機関) ・ 二次調査: 医療的ケア児(在宅)の生活状況や支援ニーズの把握 (対象) 一次調査で把握した医療的ケア児(在宅)の家族等	国 1/2 県 1/2	1,500	1,500	688 [—]
合 計			32,614	32,614	27,596 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標:

指 標 名	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
県民全体と、障害者本人やその家族における、「安心して暮らしていると感じている」と回答した人の割合の差	5.4 ポイント	R6 より縮減	15.2 ポイント

○ 事業目標:

指 標 名	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
学校等に対する出前講座実施回数	13 回	28 回	11 回
医療的ケア児等コーディネーターを配置等し、医療的ケア児等の対応窓口を対外的に明示し、支援を行っている市町数	14 市町	23 市町	22 市町

※ 「障害」に対する理解や経験に関するアンケート調査(県民 3,048 名(障害当事者を含む))及びインタビュー調査(様々な特性の障害当事者計 15 名)を実施

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 学校に対する出前講座・ワークショップについては、講師・学校との日程やテーマ調整の結果、11回の実施となり、目標達成に至らなかった。
- 障害当事者によるワークショップのアンケートでは、「助けてあげたい」との受講前の意見が、受講後には「まずは声をかける」「手助けできそうだな」などの具体的な行動に対する意見に変化するなど、ワークショップが理解促進に有効であることが確認された。
- 県民に対するアンケート調査の差別や偏見の存在に関する設問では、障害のある人と接触機会がある方の7～8割が差別や偏見の存在が「あると思う」と回答したのに対し、障害のある人と接触機会がない方が「あると思う」と回答した割合は5割後半にとどまっており、当事者との接触体験が、障害に関する理解促進へつながることが確認された。
- 障害当事者に対するインタビュー調査では、「当事者が望む手助け」と「非当事者が提供する手助け」とのギャップ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段が県民に理解されていない等の意見や、「差別・偏見があるのは当たり前」との当事者本人のバイアスも確認された。
- 22市町においては医療的ケア児等コーディネーターと連携した支援体制が構築されているが、安芸太田町においては、町内に医療的ケア児等コーディネーターが不存在であり、対象児童も2名と少なく、圏域での連携を図る案件も無かったため、個別対応に留まっている。

令和8年度の実行方向

- 引き続き、小・中学校の子ども世代を対象に、当事者を講師とした体験型のワークショップを開催することで、当事者との交流を通じて相互理解（バイアスの解消）につなげる。
- さらに、当事者が差別や偏見を受けたときには、相談窓口へ相談するなどの適切な行動がとれるよう、当事者向けに障害者差別解消法等の法・制度等の理解が深まるよう普及啓発を強化する。
- 引き続き、医療的ケア児支援センターによる、継続的な医療的ケア児等コーディネーターの人材育成を行うとともに、令和8年度からモデル事業として実施する、医療的ケア児等地域支援アドバイザーを活用した圏域での支援体制を強化し、人的リソースの偏在による支援体制の濃淡を解消する。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医療費 目：医務費
担当課	医療政策課、薬務課
事業名	電子処方箋の活用・普及促進事業（一部国庫）

目的

電子処方箋の普及拡大・利活用により、質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、保険医療機関・保険薬局の業務の効率化を推進する。

事業説明

対象者

県内の保険医療機関・保険薬局

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
電子処方箋 管理サービ スの導入補 助	○ 電子処方箋管理サービスの導入に係る費用について、国の補助金と連携し、県内の保険医療機関・保険薬局に対して、上乗せ補助を実施 【補助対象】 病院（21 施設）、診療所（213 施設）、薬局（747 施設） 【補助単価（上限）】 病院（200 床以上）：1,003 千円/施設 病院（上記以外）：676 千円/施設 診療所：135 千円/施設 保険薬局：138 千円/施設	120,878	120,878	50,843 [—]
合 計		120,878	120,878	50,843 [—]

※令和6年度2月補正予算

令和7年度の成果目標と実績

- 事業目標：電子処方箋の活用・普及による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、保険医療機関・保険薬局の業務の効率化
- 実 績：補助施設 病院（21 施設）、診療所（135 施設）、薬局（188 施設）

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 国と同様に、オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての保険医療機関・保険薬局が電子処方箋を導入することを目標としていたが、導入するメリットが感じられない、費用負担が大きいといった理由により、特に医療機関において導入が進んでいない。（病院26.0%、診療所22.7%、薬局87.7%（令和8年3月時点））

令和 8 年度の取組方向

- 電子処方箋は、多くの保険医療機関・保険薬局が導入することで重複投薬等の抑制などの効果が発揮されることから、引き続き、導入施設における好事例等を周知することにより、活用・普及促進を図る。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：災害救助費 目：災害救助費
担 当 課	健康危機管理課
事 業 名	避難所における生活環境改善・整備事業（一部国庫）【新規】

目的

国の令和 6 年度補正予算において災害対策強化の取組として、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が創設されたことを踏まえ、避難所の環境改善を図るため、段ボールベッド及びパーティション等の備蓄を行い、大規模地震等に備える。

事業説明

対象者

県民

事業内容

（単位：千円）

内 容		当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
災 害 用 応 急 救 助 物 資の購入	○ 避難所の生活環境改善に係る災害応 急救助物資の購入 段ボールベッド：3,000 個 簡易ベッド：500 個 エアベッド：18,000 個 テント式パーティション：1,500 個 パーティション：3,000 個	118,800	118,800	69,760 [—]
	合 計	118,800	118,800	69,760 [—]

※令和 6 年度 2 月補正

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：避難所の生活環境改善に係る物資を必要に応じて迅速に確保できる体制の整備
- 実 績：

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、多様なベッド、パーティションを購入したことにより、避難所の生活環境改善に係る物資を必要に応じて迅速に確保できる体制を整備した。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

計画どおり実施し、目標を達成した。

令和 8 年度 of 取組方向

国の令和 7 年度 2 月補正予算において、災害対策強化の取組として創設された「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、更に避難所の環境改善を図るため、ベッド、パーティション、冷暖房器具及び調理器具の備蓄を行い、大規模地震等に備える。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 款：資金貸付事業費 項：貸付金 目：貸付金 款：資金貸付事業費 項：公債費 目：公債費 款：資金貸付事業費 項：繰出金 目：繰出金
担当課	医療機能強化推進課
事業名	高度医療・人材育成拠点整備事業（一部国庫）【一部新規】

目的

少子高齢化の進展とともに疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け、基本設計及び組織体制の構築等を進めるとともに、新たに設立する地方独立行政法人広島県立病院機構（以下、「機構」という。）における政策医療の確保等に必要となる運営費の負担を行う。

事業説明

対象者

県民、医療関係者等

事業内容

（地域医療介護総合確保基金・大規模社会福祉施設等建設基金充当）

【一般会計】

（単位：千円）

内 容	当初予算額 ※	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
新病院の医療機能及び役割分担・連携の検討	270,077	237,027	226,989 [一]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新病院の基本計画を踏まえた、医療機能及び役割分担・連携の検討 ○ 医師リクルート活動などによる医療人材の確保や、広島大学と連携した専門研修プログラムの構築による医師の育成等 ○ 県立広島病院の跡地活用の方向性の具体化に向けた検討 ○ 本県医療への理解の促進や新病院整備の機運醸成を図るセミナーの開催 			
県立病院機構運営費負担金【新規】	648,491	148,491	148,118 [一]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新病院の基本設計及び新病院整備関係借入に係る費用 			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新病院開院に向けて必要となる法人本部人員の人件費等に対する運営費 	291,219	291,219	290,488 [一]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構（広島病院、安芸津病院、二葉の里病院）における救急医療、小児周産期医療、高度医療など政策医療等の確保に必要な運営費 	2,757,347	3,205,457	3,197,413 [一]

特別会計への繰出 【新規】	○ 機構の運営に係る資金不足について、貸付事業等特別会計から貸し付けるための財源の繰出し 【長期貸付】 貸付額（繰出額）：25 億円 貸付期間：23 年間（当初 10 年間は返済を据置き） 【短期貸付】 貸付額（繰出額）：40 億円 貸付期間：令和 7 年度中	6,500,000	6,500,000	6,500,000 [—]
合 計		10,422,134	10,337,194	10,363,008 [—]

※令和 6 年度当初予算、令和 7 年度 2 月補正を含む。

【貸付事業等特別会計】

(単位：千円)

内 容		当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
資金の貸付 【新規】	○ 事業用施設や医療機器の整備（土地購入を含む）及び運営に要する資金の貸付け	50,576,900	53,433,200	45,712,538 [—]
資金の償還 【新規】	○ 貸付金や地方独立行政法人移行前の県債等の元利償還	6,074,274	6,083,422	5,996,156 [—]
合 計		56,651,174	59,516,622	51,708,694 [—]

※令和 7 年度 2 月補正を含む。

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：構想区域の実態に即した医療機能や医療人材の適正配置の実現
- 実 績：医療を取り巻く状況の変化や建築費の高騰等を踏まえ、新病院の理念や果たすべき役割を損なうことなく、持続的な病院経営に向け新病院の見直しを図るために、令和 7 年 10 月に「高度医療・人材育成拠点基本計画」の一部改定を行った。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 医療を取り巻く状況の変化や建築費の高騰等を踏まえ、「高度医療・人材育成拠点基本計画」について必要な改定を行った。
- 引き続き、物価高騰等の影響による厳しい経営状況が続く中であっても、高度医療・人材育成拠点基本計画を踏まえて、新病院の基本設計及び組織体制の構築等を着実に進めることにより、高度医療機能と地域の医療提供体制の確保に取り組む必要がある。

令和 8 年度の方針

- 高度医療・人材育成拠点基本計画の実現に向けて、設計業務に対する技術協力を通じて、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるため、新病院の整備工事に係る優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するなど、新病院の着工に向けて取り組むほか、高度急性期を中心とした医療の提供に必要な体制の整備や、地域ニーズに即した県内医師の配置・循環の仕組みの構築等

により、県内の医療提供体制を支える医療人材の確保・育成などに取り組む。

- 医療機関の再編により影響が予想される地域において、県立広島病院の移転後においても、引き続き地域の方が安心して暮らし続けることができるよう、県立広島病院の跡地活用の方向性に基づく医療機能の整備について検討を進めていく。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費	領域	医療・介護
担 当 課	健康危機管理課	取組 の 方向	⑤ 救急医療体制の確保
事 業 名	広島県救急搬送支援システム構築事業 (一部国庫) 【新規】		

目的

高齢化の加速等による救急需要の増加などを背景に、救急医療分野の負担が増加していることを踏まえ、救急搬送の迅速化や業務の効率化などを図るため、システムを利用して、救急隊と医療機関が傷病者情報等のデータ連携・活用を行うとともに、システムの有効性などを検証する実証実験を行い、救急医療体制の強化に取り組む。

事業説明

対象者

県民、医療機関、消防

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
広島県救急 搬送支援シ ステム	○ 救急搬送の迅速化や業務の効率化などを図るため、システムを利用して、救急隊と医療機関が傷病者情報等のデータ連携・活用を行うとともに、システムの有効性などを検証する実証実験を実施 【運用期間】 令和 7 年 10 月から令和 10 年 9 月まで 【運用団体】 県内救急医療機関（救急告示病院等） 県内 12 消防本部（局）	(債務 125, 000) 300, 000	300, 000	300, 000 [—]
合 計		(債務 125, 000) 300, 000	300, 000	300, 000 [—]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ ワーク目標（参考）：

指 標 名	基準値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 7 年度)	実績値 (令和 7 年度)
重症以上傷病者の搬送において、医療機関に 4 回以上受け入れの照会を行った割合	4.7%	3.0%以下	【R9.1 判明】
救急要請から医療機関に収容されるまでの平均時間	45.5 分	40.2 分以下	【R9.1 判明】

○ 事業目標：救急医療現場の実態等を踏まえたシステムの構築

○ 実 績：救急医療情報連携プラットフォームを構築し、民間救急システムと連携を行った。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 重症以上傷病者の搬送において、医療機関に 4 回以上受入れの照会を行った割合は、令和 6 年度実績で 5.4% となり、基準値から悪化した。また、救急要請から医療機関に収容されるまでの平均時間は、令和 6 年度実績で 45.2 分となり、基準値からは改善したものの、令和 7 年度目標値とはギャップが生じている。
- 県内の救急搬送人員は令和 3 年から令和 6 年にかけて 113,276 人から 135,240 人と、過去 4 年間で 21,964 人（19.4%）増加しており、高齢化の進展等に伴う救急需要の増加や医療機関の受入体制等の影響により、搬送困難事例の増加につながったものと考えられる。
- 今後も増加が見込まれる救急需要に対応するため、救急搬送業務の更なる効率化や医療機関の受入体制の確保が課題である。

令和 8 年度の実施方針

- 増加する救急需要に対応するため、今後は令和 7 年度に構築した救急搬送支援システムを活用した救急業務の D X 化を推進し、救急隊と医療機関との情報共有や受入調整の更なる迅速化・効率化を図る。
- 他システムとの連携や機能拡充を進めるとともに、医療機関の受入体制の確保や救急車の適正利用の推進に取り組み、傷病者の搬送及び受入れが円滑に実施される救急医療体制の確保を図る。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費
担当課	こども家庭課、医療保険課、障害者支援課
事業名	福祉医療費公費負担事業（単県）

目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

事業説明

対象者

重度心身障害児（者）、精神障害者、乳幼児、ひとり親家庭等

事業内容

（単位：千円）

区分	内 容		実施主体	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○ 身障手帳所持者（1級～3級） ○ 療育手帳所持者（マル A、A、マル B）	市町	県 1/2 市町 1/2	3,938,021	3,720,329	3,720,229 [一]
	所得制限	○ 本人（老齢福祉年金の規定準用） ○ 扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）		〔広島市分 県 40/100 市 60/100〕			
	一部負担金	○ 200 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）					
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）	対象者	○ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） [自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者]	市町	県 1/2 市町 1/2	32,957	37,393	37,293 [一]
	所得制限	○ 本人（老齢福祉年金の規定準用） ○ 扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）		〔広島市分 県 40/100 市 60/100〕			
	一部負担金	○ 200 円（月額上限：通院 4 日）					

区分	内 容		実施 主体	負担割合	当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業	対象者	○ 0 歳児～就学前児 童	市町	県 1/2 市町 1/2	1, 392, 211	1, 229, 903	1, 229, 803 [一]
	所得 制限	○ 旧児童手当特例 給付の規定準用		〔広島市分〕 県 40/100 市 60/100			
	一部 負担金	○ 500 円（月額上 限：入院 14 日、通 院 4 日）					
ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 助 成 事業	対象者	○ ひとり親家庭の 父、母及び児童 ○ 父母のいない児童		県 1/2 市町 1/2	580, 352	537, 690	537, 590 [一]
	所得 制限	○ 所得税非課税世 帯		〔広島市分〕 県 40/100 市 60/100			
	一部 負担金	○ 500 円（月額上 限：入院 14 日、通 院 4 日）					
合 計					5, 943, 541	5, 525, 315	5, 524, 915 [一]

令和 7 年度の成果目標と実績

○ 事業目標：

【重度心身障害児（者）医療費助成事業・乳幼児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業】

重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減

【精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）】

入院中の精神障害者の地域生活への移行（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

○ 実 績：

- ・ 重度心身障害児（者）医療費、乳幼児医療費及びひとり親家庭等医療費の助成事業が、全 23 市町で実施され、福祉的配慮を要する人に対する医療費助成による健康の維持及び生活の安定化を図った。
- ・ 精神障害者地域包括ケア促進事業が全 23 市町で実施され、精神障害者に対する通院医療費の助成を行うことで、必要な受診を促し、再発・重症化の防止や地域生活への移行・定着を図った。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 福祉的配慮を要する者の健康の維持及び生活の安定を図るための取組の継続が求められている。
- 重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等、重度精神障害者に対する医療費助成は、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じることは適当ではなく、国の施策として統一的に実施されることが望まれる。

令和８年度の取組方向

- 引き続き、福祉医療費公費負担事業を実施する。
- 子育て世代や社会的に弱い立場にあって福祉的配慮を要する人に対する新たな医療費助成制度を国において創設されるよう、引き続き、全国知事会などの場を活用して要望する。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費
担 当 課	健康づくり推進課
事 業 名	災害時歯科保健医療提供体制整備事業（国庫）【新規】

目的

口腔内環境が悪化しやすい災害時における歯科保健活動の実施に必要な器具等を整備することにより、災害時の歯科保健医療の提供体制の確保を図る。

事業説明

対象者

一般県民、避難所で生活する被災者

事業内容

(単位：千円)

内 容	当初予算額	最終予算額 ※	予算執行額 [繰越額]
○ 事業概要 水不足や食生活の変化等、生活環境の変化により口腔内環境が悪化しやすい災害時に、避難所において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健活動の実施に必要な器具・機材の整備を支援 【補助率】 10/10 【補助先】 広島県歯科医師会 (全 19 郡市地区歯科医師会に配備)	—	19,008	19,008 [—]
合 計	—	19,008	19,008 [—]

※令和 7 年度 6 月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：災害時の歯科保健医療提供体制の確保
- 実 績：避難所等で歯科医療又は口腔ケア等を実施するため、ポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）を全 19 郡市地区歯科医師会に配備した。また、広島県歯科医師会と災害時における歯科医療救護活動に関する協定を令和 7 年 9 月に締結し、関係団体等との連携調整を図った。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- ポータブルユニットの全地区配備及び県歯科医師会との協定締結により、基盤整備は目標どおり実施できた。
- 一方、災害時には、外傷や急性症状の画像確認、停電時の機器稼働、使用器材の滅菌、追加器材の搬送、複数地区をまたぐ応援調整、患者情報や活動状況の共有など、ポータブルユニットだけでは対応が難しい場面が想定されるため、これらを補うための追加整備や人材養成が必要である。

令和８年度の取組方向

- 令和７年度に整備したポータブルユニットを土台として、ポータブルX線装置、発電機、滅菌機器、搬送用車両等の追加整備を行い、広域的・継続的に活動できる体制の充実を図る。
- さらに、県歯科医師会、県歯科衛生士会等と連携し、災害時等に対応できる歯科医師・歯科衛生士等の養成研修を実施し、災害時対応人材の裾野を広げる。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費
担 当 課	障害者支援課
事 業 名	手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業（単県）【新規】

目的

「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」について広く県民に普及啓発を行う。

事業説明

対象者

県民

事業内容

（単位：千円）

内 容		当初予算額	最終予算額	予算執行額 [繰越額]
記念イベント	○ 条例の制定や東京 2025 デフリンピックの開催に合わせて、記念イベントを開催 【開催日】 令和 7 年 12 月 23 日（火） 【場 所】 紙屋町シャレオ中央広場	—	3,000	3,000 [—]
合 計		—	3,000	3,000 [—]

※令和 7 年度 9 月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：手話言語及び障害特性に応じた意思疎通手段に関する県民の理解促進
- 実 績：「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」についての啓発に向けて、障害者コミュニケーションフェスを開催し、手話など障害者のコミュニケーションを知る参加型ワークショップや、様々な意思疎通手段を実際に見て・触れて・学ぶことができるパネル展示ブースなどを配置したフェス会場への来場者数は 1,444 人となった。

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 記念イベントの来場者アンケートでは、各条例の制定について、「条例の内容を知っている」と答えた人の割合が 3 割程度、「内容は知らないが条例があることは知っている」と答えた人の割合が 2 割程度であった。
- 一方で、イベントに来て条例の制定を知った人の割合は 3 割程度に達し、イベント開催は条例の普及啓発に一定の効果があったものとする。
- このアンケート結果により、7 割の人が条例の内容を知らないことが分かったため、県民への普及啓発を促進する必要がある。

令和 8 年度の取組方向

- 障害者の意思疎通手段は障害特性に応じて様々であるが、現状は多様な意思疎通手段に対する理解が進んでおらず、障害者が円滑に意思疎通を行える環境に至っていない。このため、手話の日（9/23）や障害者週間（12/3～9）に連動したイベントを開催し、「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」を広く県民に普及啓発を行う。
- また、若い世代に対しては、学校向けあいサポート出前講座に、障害当事者である講師と受講者が双方向のディスカッションを行う体験型ワークショップのメニューを設け、障害の特性に応じた意思疎通手段について学ぶ機会を提供する。

令和 7 年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医療費 目：医務費 ほか
担 当 課	医療政策課、介護政策課、薬務課、障害者支援課、 安心保育推進課、こども家庭課
事 業 名	原油価格・物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業（一部国庫）

目的

公的価格により経営を行っている医療機関・社会福祉施設等に対して、原油価格・物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療・福祉基盤の維持を図る。

事業説明

対象者

県内の保険医療機関・保険薬局、介護・障害福祉サービス事業所等、保育施設及び児童養護施設等

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初 予算額※	最終 予算額※	予算執行額 [繰越額]
医療機関 等	○ 県内の保険医療機関・保険薬局に対し、 県から支援金を支給 【支援対象】 病院（231 施設）、有床診療所（149 施設）、 無床診療所（歯科含む・3,852 施設）、 歯科技工所（472 施設）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（1,541 施設） 保険薬局（1,530 施設） 【補助単価】 病院：14.5 千円/病床、有床診療所：197 千円/施設、 無床診療所：40 千円/施設、歯科技工所：8.5 千円/施設、 あんま・はり・きゅう・柔道整復師：7.5 千円/施設、 保険薬局：20 千円/施設 【対象期間】R7.1 月～R7.3 月	855,672	855,672	678,012 [—]
社会福祉 施設	○ 県内の介護・障害福祉・保育施設に対し、 市町が単独で支援事業を行う場合、県が 事業費の一部を補助 【支援対象事業】 市町が行う、原油価格・物価高騰に係る 社会福祉施設に対する支援事業 【補助率】県 1/2、市町 1/2 【対象期間】R7.1 月～R7.3 月	282,376	282,376	199,175 [—]
合 計		1,138,048	1,138,048	877,187 [—]

※令和 6 年度 2 月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：原油価格・物価高騰の影響を受けた、県内の保険医療機関・社会福祉施設等の経営の安定化
- 実 績：医療機関等については、申請のあった 6,033 施設に対して支援金を支給した。（令和 6 年度繰越分）
社会福祉施設については、対象施設が存在しない市町や、他の補助金を活用して実施した市町を除く全ての市町で支援が実施された。

【医療機関等】

施設種別	支給施設数（対象施設）
病院	208 施設（231 施設）
有床診療所	112 施設（149 施設）
無床診療所（歯科含む）	3,105 施設（3,852 施設）
歯科技工所	238 施設（472 施設）
あんま・はり・きゅう・柔道整復師	921 施設（1,541 施設）
保険薬局	1,449 施設（1,530 施設）

【社会福祉施設】

施設種別	実施市町数（対象市町数）
介護サービス事業所等	18 市町（23 市町）
障害福祉サービス事業所等	18 市町（23 市町）
保育施設等	17 市町（23 市町）

施設種別	支給施設数（対象施設数）
児童養護施設等	18 施設（20 施設）
里親	66 世帯（66 世帯）
母子生活支援施設	3 施設（3 施設）

令和 7 年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 原油価格・物価高騰の状況が継続している中、国において令和 6 年度に公的価格が改定（診療報酬改定率+0.88%、介護報酬改定率+1.59%、障害福祉サービス等報酬改定率+1.12% 等）されているが、引き続き物価高騰の状況を注視していく必要がある。

令和 8 年度の方針

- 今後の国の物価高騰対策の動向を注視するとともに、他の業種に係る物価高騰対策の考え方も踏まえて、対応を検討していく。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 ほか
担当課	医療政策課、介護政策課、薬務課、障害者支援課
事業名	医療・介護等提供体制確保支援事業（一部国庫）【新規】

目的

県民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、国の総合経済対策事業である「医療・介護等支援パッケージ」を実施する。

医療分野においては、経済状況の変化等に対応するため、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。介護分野においては、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うとともに、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。障害福祉分野においても、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げ支援を行う。

事業説明

対象者

医療機関、保険薬局、介護施設及び障害福祉サービス事業所等

事業内容

(単位：千円)

内 容			負担 割合	当初 予算額	最終 予算額※	予算執行額 [繰越額]
医療 分野	物価を上回る 賃上げの実現 に向けた支援	○ 診療所や保険薬局、訪問看護ステーションを対象に、経済状況の変化等に対応するため、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を実施 ※病院に対しては、国が直接支援 【補助単価】 有床診：8.5万円/床、無床診（医科・歯科）：32.0万円/施設 保険薬局：12.0～23.0万円/施設 訪問看護 ST：22.8万円/施設（賃上げのみ・物価上昇は介護分野で対応）	国 10/10	—	1,890,823	7,072 [1,883,751]
	診療に必要な 経費に係る物 価上昇への的 確な対応					
介護 分野	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援	○ 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 【補助単価】1万円/人 ○ 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せ 【補助単価】0.5万円/人 ○ 介護職員の職場環境改善の支援	国 10/10	—	4,954,085	— [4,954,085]

介護分野	介護事業所・施設のサービス継続に対する支援	<p>○ 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、次の費用等を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービス等における訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、 ・ 介護事業所・施設における衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機等の 災害発生時に必要な設備・備品 <p>【補助上限額】 介護事業所・施設（特養、老健、介護医療院等を除く）：20～50 万円/施設 特養、老健、介護医療院等：6 千円/人（定員）</p>	国 3/4 県 1/4	—	612, 290	— [612, 290]
		<p>○ 介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供を円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等を補助</p> <p>【補助上限額】 1.8 万円/人（定員）</p> <p>【補助対象】 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>	国 10/10	—	651, 290	— [651, 290]
障害福祉分野	障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	<p>○ 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施</p> <p>【対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算の対象サービス：加算を取得し取組を推進する（見込）事業者 ・ 対象外サービス：上記に準ずる要件を満たす（見込）事業者 <p>【補助単価】 1 万円/障害福祉従事者</p>	国 10/10	—	1, 228, 417	— [1, 228, 417]
合 計				—	9, 336, 905	7, 072 [9, 329, 833]

※ 令和 7 年度 12 月補正予算

令和 7 年度の成果目標と実績

- 事業目標：地域に必要な医療・介護等提供体制の確保
- 実 績：医療分野への支援について、支給に関する委託契約を締結した。

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 医療分野への支援に関しては、申請の案内、申請に関する電話対応、申請書の受付を含む事務局業務について、委託契約を締結した。
- 介護分野及び障害福祉分野への支援に関しては、職員の賃上げや職場環境改善に対する支援、介護事業所等や障害福祉サービス事業所等へのサービス継続に対する支援について、事務局業務の委託契約を行い、各機関から申請を受けた後は、審査や交付等の手続きを円滑に進めていく必要がある。

令和8年度の実施方針

- 医療、介護、障害福祉の各分野において、経済状況や物価変動の影響の中でも、人材確保とサービスの安定的な提供を図り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、賃上げや職場環境の改善を図る支援を各機関に対して行う。

令和7年度主要事業の成果

支出科目	款：衛生費 項：医薬費 目：医務費 ほか
担 当 課	医療政策課、介護政策課、薬務課、障害者支援課、 安心保育推進課、こども家庭課
事 業 名	物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業(一部国庫)【一部新規】

目的

公的価格により経営を行っている医療機関・社会福祉施設等に対して、物価高騰による光熱費等や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療・福祉基盤の維持を図る。

事業説明

対象者

県内の保険医療機関・保険薬局、介護・障害福祉サービス事業所、保育施設及び児童養護施設

事業内容

(単位：千円)

内 容		当初 予算額	最終 予算額※	予算執行額 [繰越額]
医療機関等	<p>○ 県内の保険医療機関・保険薬局に対し、県から支援金を支給</p> <p>【支援対象】 病院（215 施設）、有床診療所（142 施設）、無床診療所（歯科含む・3,772 施設）、歯科技工所（472 施設）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（1,539 施設）、保険薬局（1,533 施設）</p> <p>【補助単価】 病院：11.8 千円/病床、有床診療所：162 千円/施設、無床診療所：27 千円/施設、歯科技工所：5.8 千円/施設、あんま・はり・きゅう・柔道整復師：5.1 千円/施設、保険薬局：14 千円/施設</p> <p>【対象期間】 R8.1 月～R8.5 月（R8.1 月～R8.3 月は 12 月補正分）</p>	—	1,553,099	14,144 [1,538,955]
社会福祉施設	<p>○ 県内の介護・障害福祉施設に対し、市町が行う支援事業に、県が事業費の一部を補助</p> <p>【支援対象】 市町が行う、介護・障害福祉施設に対する支援事業</p> <p>【補助率】 県 1/2、市町 1/2</p> <p>【対象期間】 R8.1 月～R8.5 月（R8.1 月～R8.3 月は 12 月補正分）</p>	—	385,079	— [385,079]

社会福祉施設	○ 県内の保育施設に対し、市町が行う支援事業に、県が事業費の一部を補助 【支援対象】 市町が行う、保育施設に対する支援事業 【補助率】 県 1/2、市町 1/2 【対象期間】 R8.1月～R8.3月（12月補正分）	—	85,531	— [85,531]
	○ 県内の児童養護施設等に対し、県から支援金を支給 【支援対象】 児童養護施設等、母子生活支援施設 【補助単価】 児童養護施設等：6.0千円/人、母子生活支援施設：7.9千円/施設 【対象期間】 R8.1月～R8.3月（12月補正分）	—	3,668	1,429 [—]
障害福祉サービス事業所等【新規】	○ 物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを円滑に継続できるよう、次の費用等を補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービスにおける訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費 ・ 障害福祉サービス事業所等における衛生用品や備蓄物資ポータブル発電機等の災害発生時に必要な設備・備品 【補助上限額】 障害福祉サービス事業所等（障害者支援施設、障害児入所施設を除く）：20～50万円/施設、障害者支援施設、障害児入所施設：6千円/人（定員）	—	299,958	— [299,958]
合 計		—	2,327,335	15,573 [2,309,523]

※令和7年度12月補正予算及び2月補正

令和7年度の成果目標と実績

- 事業目標：物価高騰の影響を受けた、県内の保険医療機関・社会福祉施設等の経営の安定化
- 実 績：医療機関等への支援について、令和8年度からの支給に向けて委託契約を締結した。
また、社会福祉施設のうち児童養護施設等に対しては県から直接支給を行った。

令和7年度の目標と実績の乖離要因・課題

- 医療機関等への支援に関しては、申請の案内、申請に関する電話対応、申請書の受付を含む事務局業務について、委託契約を締結した。一方、社会福祉施設のうち児童養護施設等への支援に関しては、県から直接支給を行った。
- 障害福祉サービス事業所等への支援に関しては、今後、訪問・送迎等の移動に伴う経費や災害発

生時に必要な設備・備品の購入経費に関する支援の事務局業務について委託契約を行い、事業所等から申請を受けた後は、審査や交付等の手続きを円滑に進めていく必要がある。

令和 8 年度の実施方針

- 光熱費や食材費などの物価高騰の影響を緩和するため、既に支援を実施した児童養護施設等を除き、公的価格により経営を行っている医療機関等や社会福祉施設、障害福祉サービス事業所等に対して、価格高騰による影響額の一部を補助する支援を行う。